

平成 2 4 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 1 号

平成 2 4 年 3 月 1 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

平成 2 4 年 3 月 1 日（木曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 町長施政方針
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 7 議案第 1 号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 3 号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 4 号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 5 号 玉村町柴田奨学基金条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 玉村町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 玉村町文化センター条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 玉村町体育指導委員設置条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 玉村町農業災害対策特別措置条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 玉村町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 町道路線の廃止について

- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 7 号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 3 7 議案第 1 号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 2 号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 3 9 議案第 4 号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第 4 0 議案第 5 号 玉村町柴田奨学基金条例の一部改正について
- 日程第 4 1 議案第 8 号 玉村町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 日程第 4 2 議案第 9 号 玉村町文化センター条例の一部改正について
- 日程第 4 3 議案第 1 0 号 玉村町体育指導委員設置条例の一部改正について
- 日程第 4 4 議案第 3 号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 4 5 議案第 1 1 号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 4 6 議案第 1 2 号 玉村町農業災害対策特別措置条例の一部改正について
- 日程第 4 7 議案第 1 3 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 4 8 議案第 1 4 号 玉村町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 4 9 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 5 0 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 1 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 2 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 3 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 4 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 5 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 6 議案第 2 9 号 町道路線の廃止について
- 日程第 5 7 議案第 3 0 号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総 務 課 長	重田 正典 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税 務 課 長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	筑井 俊光 君
住 民 課 長	井野 成美 君	生活環境安全課長	高橋 雅之 君
経済産業課長	高井 弘仁 君	都市建設課長	新井 淳一 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	大島 俊秀 君	生涯学習課長	川端 秀信 君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○議長あいさつ

議長（浅見武志君） おはようございます。平成24年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私ともに多用のところご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今定例会は、平成24年度玉村町の諸施策を展開する根拠となる当初予算を初め、重要な案件を審議する議会であります。会議開会の後、町長より平成24年度施政方針が示されます。それら諸施策を実現するために提出される諸議案は、平成24年度当初予算や条例の制定、一部改正、また平成23年度補正予算であります。提出議案の内容につきましては後ほど町長から詳細な説明がなされるものと思われま

す。我々議会人といいたしましても、大変厳しい社会情勢ではありますが、住民の負託にこたえるため、安心、安全なまちづくり、住民福祉増進の考えのもと、各議案に対し十分なる審議を尽くされ、玉村町行政に大いに反映されますようお願い申し上げます。

会期長き今定例会ですが、議員各位の慎重な審議により、適正、妥当な議決を得られますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

○表彰状の伝達

議長（浅見武志君） 表彰状の伝達を行います。

去る2月22日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、全国町村議会議長会長から宇津木治宣議員に町村議会特別表彰をされましたので、ここに伝達を行いたいと思います。なお、群馬県での表彰は、宇津木議員1名であります。

宇津木議員、前にお進みください。

〔13番 宇津木治宣君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 宇津木 治 宣 殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

平成24年2月9日

全国町村議会議長会会長 高 橋 正

〔拍 手〕

議長（浅見武志君） ここで、表彰状を受賞されました宇津木議員よりごあいさつをいただきたいと思

います。

〔13番 宇津木治宣君登壇〕

13番（宇津木治宣君） おはようございます。このたび全国議長会から特別表彰を賜りましたこ

とに対し、厚く御礼を申し上げます。

きょうまで議会活動を続けられてこられたのも、郷土玉村町を愛する皆様の熱きご支援と、この道をご教示くださいました諸先輩、そして同僚議員の皆様のおかげと、心より感謝を申し上げます。

思えば14年前、告示1カ月前に町会議員に立候補しました。ブービーで何とか当選をし、この間家族の応援にも感謝をしたいと思います。

今私たちは、大胆な意識の変革を求められているのではないのでしょうか。これまで日本を築いてこられた先人たちに敬意を表しながら、経済成長、至上主義を超え、物質的な豊かさを超えた強い精神的理念を一人一人が確立する時代を迎えているのではないのでしょうか。

今後とも地方自治の本旨に基づき、住民福祉の増進に微力ながら全力を尽くすことをお約束し、謝辞とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。（拍手）

議長（浅見武志君） この際ですので、議員を代表してお祝いを申し上げます。

宇津木議員におかれましては、玉村町議会議長として、また群馬県町村議会議長会副会長として重責を担われ、そのご尽力に深く感謝申し上げます。今後とも町行政のチェック機能である議会のさらなる充実のため、公平公正な立場でより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、議員を代表してお祝いのごあいさつといたします。

議長（浅見武志君） 暫時休憩します。

午前9時6分休憩

午前9時6分再開

副議長（島田榮一君） 再開いたします。

副議長（島田榮一君） 群馬県町村議会議長会の定期総会において、群馬県町村議会議長会長から浅見武志議員に議員10年表彰がされました。ここに伝達を行いたいと思います。

浅見議員、前にお進みください。

〔16番 浅見武志君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

玉村町議会 浅見武志 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

平成24年2月22日

群馬県町村議会議長会長 高橋 正

〔拍 手〕

副議長（島田榮一君） ここで、表彰状を受賞されました浅見議員よりごあいさつをいただきたい
と思います。

〔 1 6 番 浅見武志君登壇 〕

1 6 番（浅見武志君） 謝辞。本日ここに群馬県町村議会議長会から自治功労者としてのはえある
表彰を賜り、まことに身に余る光栄に存じ、感謝申し上げるとともに、心から厚く御礼を申し上げる
次第でございます。

本日の受賞は、ひとえに永年にわたり数多くの方々から賜りましたご支援、ご厚情があったからこ
そであり、今回のこの受賞の感激を胸に、改めて初心に立ち返り、地域の振興発展、住民の福祉向上
に心血を注ぎ、皆様方のご期待にこたえてまいる所存でございます。

今後とも地域のため、住民のため、たゆまぬ努力をいたす所存でございますので、関係皆様のさらな
るご教導とお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げ、言葉整いませんが、感謝の言葉とさせ
ていただきます。

本日は大変ありがとうございました。（拍手）

副議長（島田榮一君） この際ですので、議員を代表してお祝いを申し上げます。

長きにわたり議員としての重責を全うされ、今日までの玉村町の発展のため大いに尽力いただきま
したことに對し、深く感謝申し上げます。

今後とも経験を生かした議会運営にご尽力いただきますことを切にお願い申し上げ、議員を代表し
てお祝いのごあいさつといたします。

表彰状の伝達が終了いたしましたので、議長とかわります。よろしくお願いいいたします。

副議長（島田榮一君） 暫時休憩します。

午前 9 時 1 1 分休憩

午前 9 時 1 1 分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

○開会・開議

午前 9 時 1 1 分開会・開議

議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は 1 6 名であります。定足数に達しておりますので、こ
れより平成 2 4 年玉村町議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

議長（浅見武志君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施した監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

議長（浅見武志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、12番高橋茂樹議員、13番宇津木治宣議員の両名を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長（浅見武志君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月23日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

議会運営委員長（筑井あけみ君） おはようございます。議会運営委員長の筑井あけみでございます。ただいまより報告を申し上げます。

平成24年玉村町議会第1回定例会議会運営委員長報告。平成24年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月23日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月14日までの14日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、承認1件を含む31議案を予定しております。

概要につきましては、まず本日、日程1日目は、総務、経済建設、文教福祉の各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。次に、町長から平成24年度の施政方針が示されます。続いて、承認第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第1号から議案第5号、議案第8号から議案第21号、議案第29号から議案第30号までの21議案について一括提案説明があります。次に、議案第6号及び議案第7号について、それぞれ提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第22号から議案第28号までの平成24年度予算関係7議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し付託を行います。

次に、議案第1号から議案第2号、議案第4号から議案第5号、議案第8号から議案第10号、議案第3号、議案第11号から議案第21号、議案第29号から議案第30号までの21議案については、質疑、討論、表決を行います。本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程3日目、4日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程5日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程6日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程7日目は、予算特別委員会が開催され、総務常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程8日日も、引き続き予算特別委員会が開催され、経済建設及び文教福祉常任委員会所管の歳入歳出質疑を行います。予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程9日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程10日目、11日目は、土曜、日曜日のため休会といたします。

日程12日目は、午前9時開議、引き続き一般質問を行います。質問者は5人です。

日程13日目は、事務整理のため休会といたします。

日程14日目は最終日とし、午後1時半より議会運営委員会が開催され、引き続き午後2時から全員協議会を開催いたします。その後、本会議が午後3時開議となり、委員会に付託された議案第6号及び議案第7号について、それぞれの委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、予算特別委員会に付託された議案第22号から議案第28号までの平成24年度予算関係7議案について、委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。ありがとうございました。

議長（浅見武志君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成24年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から3月14日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの14日間と決定いたしました。

○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

議長（浅見武志君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

総務常任委員長（柳沢浩一君） それでは、閉会中における総務常任委員会の所管事務調査について報告をいたします。

次により、所管事務等の調査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。日時、平成24年2月16日。場所、玉村町クリーンセンター会議室及び株式会社中島自動車電装。調査事項については、1つ、クリーンセンター大規模改修に伴うごみ処理について。2つ、不燃ごみ、使用済みスプレー缶、カセットボンベ等の処理状況について調査をいたしました。出席委員は、私柳沢、高橋委員、石内委員、筑井委員、町田委員及び浅見武志議長に出席をいただきました。随行者は、佐藤千尋議会事務局長、そして石関清貴局長補佐、お二人でございます。説明者は、生活環境安全課長、高橋雅之、クリーンセンター係長、高柳功及び株式会社中島自動車電装代表取締役社長、中島朗氏に説明をいただきました。

調査経過。クリーンセンターは、平成23年9月に長寿命化工事の契約を締結し、12月から本格的な工事が始まっております。県内のみならず、全国の自治体においても焼却炉の老朽化対応、ごみ処理の効率化ということが大きな課題であり、今後とも一層の減量化に取り組んでいかなければならない。そこで、工事の進捗、ごみ処理の状況について調査をさせていただきました。

生活環境安全課からの説明。長寿命化のため改修中の焼却炉については、2つある炉の1つをとめながら交互に改修を進めている。2つの炉は切り離さなければならないが、各種配管、電気系統あるいは構造本体など共用部分があります。しかしながら、工程上、2つの炉ともとめて工事を行う期間が生じる。また、同時に停止させるため、一般可燃ごみ、事業可燃ごみについては近隣自治体へ業務の委託をしなければならない。また、12月の9日から23日、1月12日から17の間は全炉を停止いたしました。稼働中の炉についても、清掃及び定期点検のため1カ月に3日間はとめざるを得ず、休炉期間中においては桐生市へごみ焼却の委託を行いました。改めて近隣との友好関係堅持の大切さを認識したところであります。

次に、リサイクルへの取り組みでございます。粗大ごみの資源化。粗大ごみ中の家電製品を分解し、有価物を選別、取り出すことでスクラップの減量化を図っております。また、この仕事を社会福祉協議会に委託することで障害者雇用にも貢献しているところであります。

燃えないごみの資源化。燃えないごみの中には、携帯電話やデジタルカメラなどレアメタルを含んだ小型家電もあり、これらを分別、リサイクルしている。最近使用料がふえている充電池についても同様に分別し、リサイクルをしております。なお、峠のかまめしでおなじみのおぎのやと平成21年度から協定を結びまして、容器について分別、リサイクルをしております。平成23年度は、1月末現在で約1,800キロのこの容器のかまが集まったそうです。これも新たな成果であるというふう

に評価しているところであります。

次に、スプレー缶、使い捨てライターの破砕処理について。燃えないごみの中のスプレー缶は、化粧品、薬品、ガスボンベ等々、我々が日常使っておりますけれども、種類にすると約数千種類に及びそうであります。形、大きさ等々です。これを従来は人間が手で穴をあけて破砕をし、そして中の内容物が吹き出したりという、そういう危険な作業を行っていたわけでありましてけれども、当町では安全に穴をあけ、内容物の取り出し、破砕を行い、リサイクルをしております。使い捨てライターについても、スプレー缶同様、安全に処理をしております。

これらの処理機であります、名称、安心カンカンと申します。これ、最後のページに写真が貼付してありますけれども、ごらんをいただければと思います。その機械を開発したのが、伊勢崎市にあります中島自動車電装という会社であります。同社は、オゾン層破壊の要因と言われたフロンガスの回収機を開発し、現在でも日本の約60%の回収処理実績を持っているそうであります。その中島自動車電装さんに処理の委託をしております。

スプレー缶やライターは、回収中や焼却炉で残ったガスが発火、爆発することもあり、危険が懸念されている。これらを安全に処理できる機械を開発した当社は、スプレー缶とライターという大きさ、形状の違うものを破砕する刃の開発に苦労したという。2軸の特殊な破砕刃の開発により、解決できたということでもあります。

次に、この機械を開発した中島自動車電装さんの現地視察を行いました。中島社長がみずから説明をしていただきました。中島社長によりますと、ライター、スプレー缶には可燃性ガスが使用されており、多くの処理現場では解放処理、すなわち危険な手作業によるスプレー缶やライターの穴あけを行わざるを得なかったとのことである。本質的には、処理時に安全であること、排出ガスがクリーンであることが必須であり、当機はこの条件を満たしている。

処理容器内を真空にして窒素を注入し、中の容器内の酸素濃度を限界まで下げることで、着火や爆発を防ぎ、破砕後は爆発下限界まで希釈して廃棄するので、排気ガスも燃焼しないということでもあります。有機溶剤や殺虫剤の残留液は廃液タンクに回収し、破砕後は鉄やアルミなど有価物が残り、売却できる。操作も簡単であり、缶投入後、ボタン操作1つで完結できるすぐれものであるというふうに胸を張っておられました。

最後に、考察。各自治体では、現在処理施設の耐用年数が迫り、その再建が迫られているところも多い。玉村町のように焼却炉改修でのぐなど対応はさまざまだが、当町も家庭あるいは事業者段階においてさらにごみの減量化を進めることが、焼却炉の負担を少なくし、長寿命化に貢献することとなるというふうに考えております。

また、スプレー缶、使い捨てライターが安全に処理できるようになったことは一歩前進である。中島自動車電装の中島社長は、環境対応企業として既に次の開発に向けて試行している。今後も環境に軸足を置きながら、さらに事業を進め、現在家畜のふん尿の脱臭装置、あるいは二酸化炭素の回収技

術、この開発を目指しているというふうに話しておりました。なお、私たち民間企業は、常に仕事を失う恐怖にさらされている。経営の危機、この体験が常に前向きに次の開発に立ち向かう原動力であり、改革、変革は順調なときにこそ必要だというふうに言っておられたのが印象的でありました。この言葉は、まさに民間企業の体験から生まれた考えであり、自治体にとっても教訓として学ぶべきものがあるのではなかろうかというふうに考えます。

粗大ごみ、各種焼却ごみ、不燃ごみなどをいかに有効に、かつ効率よく処理することができるか。また、さらなる分別を進めることで一層のリサイクル化進展と資源化推進を図ることが可能ではないかと期待しておるところであります。

以上で委員会報告といたします。ありがとうございました。

議長（浅見武志君） 以上で総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

経済建設常任委員長（川端宏和君） 閉会中における所管事務調査報告をいたします。

経済建設常任委員長の川端宏和でございます。経済建設常任委員会所管事務調査報告。

次により、所管事務等の調査が終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。日時、平成24年2月13日曜日、午前10時から11時45分で行いました。視察地、埼玉県羽生市。調査事項、羽生市におけるキャラクターを活用した市の活性化、観光交流人口拡充への取り組みについて調査を行いました。出席委員は委員全員、また浅見議長に同行していただきました。随行者は、議会事務局長、局長補佐2名でございます。対応者に関しましては、羽生市議会事務局の議事調査係長、島村信久氏、また主任、櫻井氏。説明者は、羽生市商工観光課の根岸啓之氏で行いました。

調査経過におきましては、玉村町では、玉村町を全国的にPRし、町の顔となる花火などの観光振興やまちづくりで活躍するマスコットキャラクターの導入を計画しています。現在は、キャラクターのデザインを募集しており、2月15日から3月30日まで応募期間を設け、7月上旬の発表に向けて準備を進めているところでもあります。そこで、キャラクターを活用した町おこし、事業の先進地である埼玉県羽生市を視察し、キャラクターを活用した市の活性化、観光交流人口拡充に対する取り組みについて調査いたしました。

羽生市は、平成15年2月にイメージキャラクターをつくり、グッズの販売等を行っています。その後、さらなる活性化を図るため、市民からムジナもん着ぐるみ募金と称しまして寄附を募り、平成19年にムジナもんといがまんちゃんの着ぐるみを制作しました。このムジナもんといがまんちゃんに関しましては、最終の羽生市のキャラクターの紹介に載せてありますので、ごらんいただきたい、そんなように思います。この着ぐるみに関しては、イベント等への貸し出しを行うとともに、ムジナ

もん体操を制作するなど、市民への普及に努めているところでございます。また、平成22年度には着ぐるみを7体にふやし、ほかの自治体にも参加を呼びかけ、ゆるキャラサミットin羽生を開催し、観光交流人口の拡充を図っているところでございます。

また、羽生市がイメージキャラクターを作成した背景でございますが、羽生市には玉村町と同じように何もないとよく言われまして、市をアピールするものが乏しかった。そこで、若手職員が集まり、羽生市らしい何かで市内外にアピールすることができないかと考えまして、グッズ研究会、現はグッズ検討会と称しているそうですが、検討を2年間重ねたとのことでした。その結果、平成15年2月にムジナもんが誕生することとなったそうでございます。

また、このイメージキャラクターをもととしまして、キャラクターのグッズ化、そして着ぐるみの制作、ムジナもん体操の制作、そのほかの取り組みに取り組んでいるそうです。また、平成22年にはゆるキャラサミットin羽生を開催し、1都18県から85キャラクターが集結し、5万人動員したそうでございます。また、このサミットにあわせてムジナもん弁当を開発し、販売したそうでございます。第2回、平成23年11月には、30都道府県から185キャラクターが参加し、2日間で13万5,000人動員したそうでございます。

最後になりますが、考察でございます。羽生市は、羽生市らしさをアピールすることを念頭に置き、熱意を持った人たちが多種多様なアイデアを出し合い、模索しながら検討を重ねてきました。グッズ研究会での検討も2年間に及んでおり、現在に至るまでには相当の努力と苦労があったのではないかと推察されます。しかし、キャラクターの誕生により、グッズ制作やご当地グルメなどの開発など、羽生市の活性化に大きく役立っていることが確認できました。

玉村町を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。特色のあるまちづくり等課題は山積みですが、キャラクターの制作、活用をきっかけに、観光振興や町おこし機運が一層高まることを期待したいと思っております。だれからも愛され、親しまれるマスコットキャラクターが制作されることを願いまして、私の委員会の調査報告といたします。どうもありがとうございました。

議長（浅見武志君） 以上で経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

文教福祉常任委員長（備前島久仁子君） 文教福祉常任委員長の備前島久仁子でございます。閉会中の文教福祉常任委員会の所管事務調査について報告をさせていただきます。

文教福祉常任委員会は、2月の7日、視察地、群馬県の太田市、この飯田保育園を視察してまいりました。調査事項といたしまして、2階建て保育園の施設概要及び運営方法について調査してまいりました。出席委員は、文教のすべての委員が参加して行ってまいりました。随行者、対応者、説明者につきましては、お手元に配付した資料をごらんになっていただきたいと思います。

調査経過。太田市の子育て施策についてでありますけれども、太田市では義務教育が終わるまでに子育てに金銭面での負担をかけさせないように、子育て支援には特に力を入れております。第1子は国が、第2子は県が、そして第3子は市が育てるべきという方針のもとで、第3子の保育園、幼稚園の保育料を免除するほかに、第3子以降の子供を出産した場合には祝金として10万円を支給するなど独自の支援をしております。こうした結果、出生率は県内でトップとなっております。

また、保育園への入園希望児は、毎年200名を超える定員増があり、市内の保育園は毎年2園ずつ新設するほど需要がふえております。現在太田市内には43園の保育園がありますけれども、そのうち公立保育園はわずか1園のみであります。民間の力を最大限に生かして支援する。これが太田市の子育てに対する考えでもあります。

市の一般会計当初予算はおおむね729億円ですが、そのうち子ども課にかかわる予算は114億円で、約7分の1を占めております。また、その中の54億円は、保育にかかわる予算であり、うち44億円が民間への委託費となっております。

人気のある保育園の特徴といたしましては、園の施設が新しいことはもちろんですが、受け入れの態勢がよいこと、園長先生の熱意があることなどが挙げられております。こうした保育園は、入園希望者が定員を上回っております。そのため、市から各保育園には、当初の定員よりも30名増の受け入れをしてほしいと伝えているとのこと。太田市は、合併後、地域を越えて保育園に入園希望する者が多いそうですが、待機児童をつくらないことも太田市が特に力を入れて取り組んでいる子育て支援であります。

太田市の保育園では、敷地などの面から2階建て保育園を建設する園が多く、2階建ては決して珍しいことではなく、新設する保育園の場合はもはや平家建てのほうが珍しいくらいになっているとのことでありました。この飯田保育園の概要は、定員が130名のところ、入園の希望児は148名であります。施設は鉄筋2階建て。飯田保育園の安全対策といたしましては、まずこの飯田保育園でありますけれども、市の中心地にある飯田保育園でありますから、周りは住宅地に囲まれて、駐車場もわずか数台の車がやっと置けるというほどの狭いところに建設されております。園庭が狭いために、運動会は区の公園を借りて行っているとのこと。

2階建て保育園を新設する際に何よりも考慮したことは、園児の安全面でありました。2階からの園児の転落を避けるために、飛び越えられないような高いさくをつくり、そのさくには強化ガラスを使用し、園児が体当たりをしても壊れないように配慮しております。また、園内の至るところにカメラを設置して、職員室からは1階と2階の子供たちの様子がモニターカメラで見られるようになっております。さらに、月に1度行っている避難訓練では、外階段や滑り台を使って1階に避難できるように職員が指導しております。2階には、4歳児、5歳児の保育室がありますが、今までに事故はないとのことでありました。

考察といたしまして、太田市の中心地にあるこの飯田保育園は、住宅地の一角に位置して、保育園

の敷地も狭い中に建設されております。限られた条件を考えますと、2階建て保育園は苦渋の選択であったかと思われます。保育園は、園児の安全面や建設費の削減などを考えるなら、平家建てが適切と考えます。しかし、敷地等の問題があり、どうしても2階建て保育所を建設する場合には、園児の安全対策を最大限に考慮して、設計、建築に取り組みられるよう要望いたします。

以上で委員会の調査報告といたします。

議長（浅見武志君） 以上で文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

○日程第5 町長施政方針

議長（浅見武志君） 日程第5、町長施政方針について町長より報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。平成24年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、平成24年度の町政運営に対する方針及び予算の概要につきまして所信を述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

私は、去る1月22日に行われた町長選挙におきまして、町民の皆様を初め関係各位から多くの支援をいただき、3期目の当選をさせていただきました。身に余る光栄であり心から感謝を申し上げます。また同時に、町政のかじ取りを私に託された町民の皆様の期待に思いを寄せたとき、改めてその責任の重さと使命の大きさに身が引き締まる思いであります。

私は、この選挙期間中、町内各所において町民の皆様のご意見を直接伺い、町政に対する私の考えを率直にお話する中で、町民の皆様の厚い信頼を強く感じることができました。これは、議員各位のご指導をいただきながら、町政運営に取り組んできた結果であると認識をしております。3期目の町政運営に当たっては、このような町民の皆様の厚い信頼にこたえるために、町の将来をしっかりと見据え、町民の皆様が将来に夢と希望を持ち、幸せを実感できる町に発展するよう、職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

とりわけ議員の皆様とは、本町のまちづくりにおける車の両輪でございます。互いに町民の信託にこたえることができるよう、切磋琢磨しながらかじ取りを行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、格別のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

3期目となる今後4年間は、この「第5次総合計画」や「都市計画マスタープラン」に基づき、本町が県央地域において飛躍的な発展を遂げる道筋を確かなものとし、選挙公約でもありますように「希望に満ち、安全安心で、豊かなまち」を全力で築いていく決意であります。

さて、昨年3月11日の東日本大震災から間もなく1年を迎えようとしております。振り返りますと、恵みの海から走るようになってきた巨大津波は、火災を呼びつつ、人間が長年にわたり築いてきた暮らしと地域をあっという間に破壊し尽くしました。この地震でとまった福島第一原子力発電所で

は、全電源が失われて原子炉が冷却できなくなるメルトダウンが起き、さらに水素爆発で大量の放射性物質が大気中に放出され、放射能被曝を避けるために広範囲の人々が避難を余儀なくされました。そして農作物も放射能汚染を受け、さらに風評被害が広がるといった深刻な事態も発生をいたしました。首都圏では計画停電が行われ、東京電力、東北電力管内では37年ぶりの電力使用制限令が発令をされました。

国も自治体も被災地の救援と復興のために懸命に活動し、多くの自治体が避難住民を受け入れ、被災地に赴き支援活動に奮闘いたしました。本町においても、避難住民の受け入れ態勢を整えるとともに、5人の職員を被災地に派遣し、延べ45日間にわたり支援活動に従事をいたしました。また、町民の皆様からお預かりした多くの義援金や支援物資を被災地に送るなどの活動を行いました。身内を失い、住まいと仕事を失い、避難を余儀なくされた被災地の方々が、悲嘆と辛苦の中から平穏な暮らしに復帰できる日が一日も早く来てほしいと願うところでございます。

一方、明るいニュースももたらされました。7月にドイツで行われたサッカー女子ワールドカップで、日本代表の「なでしこジャパン」が、世界ランキング1位のアメリカを2度もリードを許しながらあきらめず、PK戦の末に破って初優勝をしたことは、日本人の可能性を実感させてくれました。東日本大震災で沈みがちな人々の心を鼓舞するようなその戦いぶりに、被災地を初め日本じゅうから惜しみない拍手が送られました。

我が国の経済動向は、欧州の財政危機により依然として景気を下振れさせるリスクがありますが、エコカー補助金の復活や東日本大震災の復興事業などの政策効果を反映し、個人消費、公共投資ともに回復基調にあり、景気が緩やかに持ち直していくことが期待されております。

国の平成24年度政府予算案は、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むとともに、「財政運営戦略」及び「中期財政フレーム」に基づいて編成された予算案となっております。

予算規模を示す一般会計総額は、前年度当初と比較して2.2%減の90兆3,339億円となり、税収などで足りない財源を穴埋めするため、新たな借金に当たる新規国債を44兆2,440億円発行をします。歳入のうち借金が占める割合を示す依存度は49%で過去最悪となっております。税収は42兆3,460億円で、3年連続して当初予算段階から歳入の柱であるはずの税収が借金よりも少なく、しかも、歳入の約半分を借金に頼る極めて異例の予算となりました。一般会計総額は、過去最大だった平成23年度当初予算を下回りましたが、東日本大震災の復興費用を一般会計とは区別して管理する特別会計の予算案に3兆7,754億円を計上したため、一般会計と復興特別会計を合わせますと約94兆円となります。平成23年度当初予算を上回る規模となっております。

群馬県の予算案については、大澤知事は「群馬をより元気にはばたかせる元気増進予算」と説明し、景気回復へ積極的に投資すべき時期との考えを強調しております。一般会計の規模は、前年度当初に

比較して0.7%減の6,653億8,800万円となり、平成23年度に次いで2番目の規模の予算額となっております。県税収入は0.5%増の1,960億円程度となる見通しとなり、歳出については、単独公共事業を前年度当初比較で1.4%増の575億円としております。

続きまして、本町の予算案ですが、一般会計の総額は、107億5,300万円となり、前年度に比べ2.7%増となっております。内容につきましては、後ほど詳しく申し上げます。

なお、本町の財政状況は、平成22年度決算において、経常収支比率が県内市町村平均84.6%に対し84.7%となり、平成21年度決算の93.9%に比べ大幅に改善をいたしました。また、実質公債費比率は県内市町村平均10%に対し6.4%、これは低いほうがいいわけです。財政力指数は県内市町村平均0.64に対し0.83、これは県内35市町村でいきますと上位から9番になっております。これは高いほうがいいわけです。引き続き県内自治体の中では公債費負担が少なく財政力の豊かな町となっております。

こうした中、町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化社会の進行、価値観の多様化、環境問題の深刻化、低迷する景気動向に加え、地域経済においても急激に変化をしてきております。さらに、人と人との結びつきが希薄な社会が進行する中で、多様化・高度化・複雑化する町民ニーズに的確に対応するため、「参画と協働」によるまちづくり、地域の課題を主体的に解決する「地域力」を向上させていかなければなりません。

今後、東日本大震災の影響や経済の低成長、円高等による先行き不透明な状況により、町税収入等歳入の大幅な増加は期待できず、歳出面では、社会保障関連経費の自然増を初め、老朽化した施設の改築や大規模な改修など多くの財源を必要とする課題が今なお山積しており、今後も厳しい財政運営が強いられることとなります。このため、中長期的な展望に立って施策を展開することにより、持続可能な財源の確保に努めるとともに、さらなる行財政改革に取り組み、全力でこの難局を打開していく所存であります。

次に、24年度の町政運営の基本方針について述べさせていただきます。

平成24年度の町政運営の概要について説明いたします。

平成23年度からスタートしました「第5次総合計画」は、関越自動車道、北関東自動車道、上信越自動車道に近接した本町の恵まれた立地条件や、東毛広域幹線道路や高崎・玉村スマートインターチェンジ、これはまだ仮称でございます。の整備に伴い、本町が県央地域において県内有数の交通の利便性のすぐれた主要都市をつなぐかなめとなり、さらなる発展をしていきたいとの考えから、目指す将来像として「県央の未来を紡ぐ玉村町」を町民の皆様とともに実現していくものであります。

この将来都市像の実現に向けて、地域経営の基本方針を「若い世代の転入促進」、「生涯を通じた健康づくり」、「固定費の圧縮」と定めるとともに、6分野の基本目標と施策を定め、また、施策ごとに「めざす姿」を設定し、現在その取り組みを始めております。

また、本町の20年後の快適で住みよい都市づくりの基本方針を示す「都市計画マスタープラン」

は、周辺都市で進められている大規模工業開発や前橋南インターチェンジ周辺の大規模商業施設の立地などの影響をうまく取り入れながら周辺都市との交流人口を増やし、新市街地への編入などにより定住環境の整備を進めるとともに、本町の交通の利便性を生かして産業の集積を進め、活気ある元気な地域経済を実現していくものであります。

平成24年度は、この「第5次総合計画」及び「都市計画マスタープラン」の着実な実現に向け、限られた財源を最大限有効に活用し、施策を実現してまいります。それでは「第5次総合計画」の基本目標と施策に沿ってご説明をいたします。

第1に健康・福祉分野の「子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援体制の充実です。共働き世帯の増加や保護者の就労形態の多様化により、保育需要はますます高まっており、延長保育や一時預かり、放課後児童クラブについても、年々利用者が増加傾向にあるため、今後もより一層の充実を図ってまいります。

また、昭和40年に建設された老朽化の進んでいる第4保育所の改築については、これまで建設委員会を発足し、視察や研究を行ってまいりましたが、平成25年度の完成に向け、今年度は実施設計に取り組んでまいります。

そして、子育て中の保護者が安心して外出できる環境づくりを推進するため、子育て中の親子が気軽に立ち寄り、おむつがえや授乳のできるスペース、これは「赤ちゃんの駅」と申しております。この駅を、今年度は子育て支援センター内に設置します。これにより、公共施設においては、保健センター、文化センター、住民活動サポートセンター、これは「ばる」でございます。北部公園に続き5カ所目の設置となり、民間施設と合わせますと全部で7カ所の「赤ちゃんの駅」ができます。

ファミリー・サポート・センターについては、現在、NPO法人「おたがいさま」にその事業を委託しておりますが、その利用は大幅に伸びており、さらに、昨年度から開始いたしました病児・病後児預かりについても少しずつではありますが、その利用は広がっております。

さて、次世代の社会を担う子供を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子供を養育している保護者に支給する「子ども手当」については、今年度からその名称を「子どものための手当」といっておりますが、きょうの新聞でまだ名前がはっきりしていないということでございますので、これはあくまでも仮称ということで聞いていただきたいと思っております。「子どものための手当」に変更するとともに、その額を変更して支給することを政府は予算案に盛り込んでおりますので、町としても予算案並びに法案成立後、速やかに対応してまいります。

また、町単独の新たな子育て支援事業として、今年度から、保育所及び公立幼稚園の第3子以降の保育料を無料化いたします。加えて、私立幼稚園においても、第3子以降について公立幼稚園保育料と同額を上限に助成をしてまいります。

障がい児通所支援については、これまで県が主体となり実施してまいりましたが、障害者自立支援

法から児童福祉法への移行に伴い、児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業などについては、今年度から市町村が給付決定をすることとなりましたので、関連予算を計上し取り組んでまいります。

次に高齢者福祉の充実です。今後、確実に増加が見込まれる団塊の世代を初めとした元気な高齢者が、生き生きと自分らしく暮らすためには、生きがいの創出や介護予防の充実を図ることが重要であります。地域活動への参加のきっかけづくりとなる講演会や、身近な地域での筋力トレーニング教室等の実施を進めてまいります。また、高齢者が地域の中で、心身ともに健康で、仲間とともに生きがいを持って活動できるよう、さまざまな学習機会の提供を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブ連合会等への支援を継続し、就労の機会提供や趣味のサークル、ボランティア活動を通じた、明るく活力に満ちた高齢社会づくりを進めてまいります。

次に障がい者福祉の推進です。今年度から役場1階に「基幹相談支援センター」を新たに開設し、地域生活支援事業等の機能強化を図ります。なお、この相談事業については、相談支援事業所の指定を受けている「相談支援事業所のばら」に委託し、障がい者一人一人が地域の中で自分らしい豊かな暮らしを続けることができるよう相談支援体制の充実を図ってまいります。

また、今年度から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ってまいります。

さらに、在宅の精神障がい者の居場所づくりや社会に出るための動機づけを行うため、今年度から、精神障がい者のための交流の場である「サロン」を月1回設置してまいります。

また、介護家族が要介護者と外出する場合に使用する福祉車両を新規に購入、改造または改造済み中古車両を購入する場合にその経費を助成してまいります。

次に社会保障の充実です。国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険制度の安定した運営を図るとともに、中学校卒業までの医療費無料化を初めとする福祉医療制度を継続してまいります。

次に保健予防・健康づくりの推進です。すべての町民が、生涯を生き生きと健康に暮らしていくために、町民一人一人が正しい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健康診断を受診することにより早期発見・早期治療を心がけ、疾病の予防を図ることが大切です。

町では、40歳から74歳の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した検査項目の健康診査を実施しておりますが、受診率向上を図るためのきっかけづくりとして、今年度から40歳到達者に限り、自己負担金を無料といたします。

また、伊勢崎佐波歯科医師会で実施している口腔がん予防のための公開講座や口腔がん検診事業に対し、今年度から新たに伊勢崎市と共同で助成を行います。

町では、昨年から、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の予防接種を開始しましたが、今年度からは新たに、75歳以上の高齢者の肺炎球菌ワクチン接種費用に対して助成を開始し、感染症予防対策を図ります。

また、今年度は、3年ごとに実施している健康大学を開講いたします。これは、地域の人々が健康を保持増進するために、健康の3本柱である「栄養」、「運動」、「休養」を基本として適切な食生活を普及し、活力ある地域社会づくりを目指すためボランティアを養成する事業で、受講終了後は、食生活改善推進員として活躍をいただいております。

次に教育・文化分野である「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち」について説明申し上げます。

まず、幼児・学校教育の充実ですが、引き続き、学校、家庭、地域社会の連携を図り、「確かな力を身に付け心豊かにたくましく生きぬく子ども」を育成してまいります。

町内全小中学校において基礎学力の定着、学ぶ意欲の向上を目指し、学生、保護者、地域住民の協力を得ながら「放課後活動支援」を継続して実施するほか、教職員の指導力向上のために、「学校訪問」における授業研究と指導助言を行うとともに、幼稚園、小学校、中学校の連携強化を図るための全教職員を対象とした研修である「授業交流会」を開催いたします。さらに、あいさつ声かけ運動の展開を通して、児童生徒に基本的な生活習慣づくりを徹底し、同時に安全安心なまちづくりに寄与をいたします。

また、子供一人一人にきめ細やかな教育を行うため、幼児、児童、生徒及び家庭、さらには、子供たちを取り巻く教育環境、生活環境など、さまざまな要因により特別支援が必要な場合に、適切かつ適時に専門的な助言や援助ができるようカウンセラーを引き続き配置をいたします。

また、引き続き「少人数指導たまむらプラン」を実施し、児童・生徒への学習支援の充実を図るとともに、ALTを配置した小学校5・6年生の外国語活動や中学校の英語教育の環境整備を進めてまいります。

学級経営においては、これまで中央小学校において、居心地のよいクラスにするためのアンケート、これは学級生活満足度尺度とっております。とやる気のあるクラスをつくるためのアンケート、これを学校生活意欲度尺度の2つから成るQUテストを実施し学級経営に役立ててまいりましたが、今年度から玉村中学校においてもこのQUテストを実施・集計し、学級経営に役立ててまいります。

また、今年度から、小中学校にそれぞれ熱中症モニターを導入し、熱中症の予防に活用してまいります。さらに、これまでの小中学校の緊急連絡網システムに加え、新たに幼稚園においても緊急連絡にメール配信を開始し、学級閉鎖や送迎バスの運行時間変更などの情報を瞬時に送信して、迅速な連絡体制を構築いたします。

学校給食センターについては、今年度から、調理業務、配送業務、回収業務、食器類の洗浄・消毒業務等については民間へ委託をいたします。食品放射線測定器による調理済みの給食等の検査体制を整え、食の安全を守り、保護者の不安の解消に努めてまいります。

次に生涯学習の推進です。地域における生涯活動の啓発及び推進を図るため、学習情報の提供や学習機会の提供を行うとともに、地域のコミュニティー活動の充実に努めます。

また、多様な学習機会の提供や指導者養成などの事業を実施する公民館の運営に、住民の意思を反映するため、今年度から「公民館運営審議会」を設置いたします。

青少年の健全育成では、子供たちが伸び伸びと健やかに成長することは、すべての大人の願いであります。そのため、家庭、学校、地域社会が手をつなぎ、協力体制をつくりながら、親や大人、子供や青年も参加する地域ぐるみの取り組みにより、心身とも健全な青少年の育成を進めます。

次に文化財・地域資源の保護・活用です。文化財は私たちの祖先が築いてきたかけがえのない文化の遺産であり、未来の文化創造のためにこれを保存し、後世に引き継ぐことは、現代に生きる私たちの責務であります。

今年度は、歴史資産を生かしたまちづくり構想の実現化を前進させるため、赤れんが倉庫・酒蔵・八幡宮等を生かしたイベントやまち案内ガイドを引き続き行うとともに、地域の文化財を国の登録有形文化財とすべく資料作成に取り組み、さらに、重要無形民俗文化財に指定されている郷土芸能の保存と育成を推進するための団体への支援に加え、今年度は「玉村町の郷土芸能パンフレット」を作成し、その魅力を内外にアピールいたします。

また、企画展「たまむら歌留多で歴史めぐり」や群馬県埋蔵文化財調査事業団との連携による巡回展「江戸に途中下車 上福島中町遺跡の発掘調査成果」を開催するとともに、特別展「玉村の近江商人 日野屋」を開催し、町の歴史や文化を多角的に学習する機会を提供してまいります。

芸術・文化活動の推進では、引き続き、文化センターを活用した、美術展など多彩な芸術・文化事業を企画、実施することにより、優れた芸術に触れ親しむ機会を提供するとともに、文化振興財団により、さまざまな年齢層の町民ニーズを踏まえた事業を企画・立案し、多くの町民に良質な芸術・文化を楽しんでいただく事業を展開してまいります。

なお、今年度は、これらの文化活動の拠点として活用されている文化センター大ホールの老朽化したアナログ方式の音響調整卓をデジタル方式のものへ入れかえする工事を実施いたします。

次にスポーツ・レクリエーション活動の推進です。本町では、まちづくりの基本を、スポーツを通じて全町民が健康で活力のある日常生活を営んでいくこととしております。子供のころからスポーツに親しんでいくことが必要であります。中学校では、今年度から武道が必修科目となり、本町では、柔道を取り入れる予定となっております。

また、高齢者のスポーツとしてではなく、全町民にグラウンドゴルフの普及をしていきたいと考え、そのためのゴルフ場の整備を進めていきます。「グラウンドゴルフのまち・玉村町」としての確立をしていきたいと考えております。

すべての町民にスポーツに接する機会を提供し「町民ひとりスポーツのまち」を目指してまいります。

なお、今年度は、老朽化の進んでいる海洋センターのバリアフリー化を含めた大規模な改修工事を行います。

第3に自然・環境・安全分野について「豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち」についてご説明申し上げます。

まず、河川・水辺環境の保全ですが、町民の憩いの場としての水辺の森公園や板井・根石公園、五料公園を適切に管理し、町民の利用を推進します。今年度は、しょうびん沼や川井沼のしゅんせつ工事を実施し、良好な水辺環境の保全に努めます。

公園・緑地の充実では、北部公園を初めとする公園については、だれもが安心して安全に利用できるよう適切な維持管理を行ってまいります。地域における小規模公園については、効果的な利活用を進めるため、地域住民による協働管理を進めてまいります。

また、昨年度からスタートしました「バラ香るまちづくり事業」については、南玉地区にバラ花壇を設置したところですが、今年度も引き続き地区公民館等に設置し、地域住民による協働管理を進めてまいります。

次に環境保全・環境共生の推進です。地球温暖化の問題は、人類共通の課題として取り組まなければならない重要な課題であります。現在の地球温暖化実施計画は、平成24年度でその計画期間が終了するため、平成25年度から平成29年度までの第2期実施計画を策定いたします。

太陽光発電システム設置整備助成事業については、再生可能エネルギーや節電への意識の高まりから、その補助申請件数が急速に伸びているため、それにこたえるための予算を確保し、積極的に支援をしてまいります。

また、今年度新たに、南小学校の校舎南側にグリーンカーテン用花壇を設置いたします。夏の暑さの緩和とつる性の植物を栽培することで、子供たちが自然を考えるよい教材として役立てるとともに、夏の猛暑のときに成長した植物が、日差しや校庭からの輻射熱を遮ることで、室温の上昇を抑えるなど、身近な地球温暖化対策の一つとして実践をしてまいります。

廃棄物処理・活用体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機や枝葉粉碎機の購入、集団回収、雑古紙拠点回収に対する助成を引き続き行ってまいります。また、資源物分別収集についても町民の皆様へ、より一層のご協力をお願いしてまいります。さらに、粗大ごみの分解・資源化など、さまざまなごみ減量化策に取り組んでまいります。

なお、施設の延命化と省エネ化、温室効果ガスの削減を図るため、昨年度から2カ年かけて行っているクリーンセンター改修工事については、今年度、本格的な工事を実施いたします。

次に防災対策の充実です。引き続き、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災行政無線を活用した防災訓練の実施など、総合的な防災力の強化に努めます。昨年度で小学校区ごとに行っていた防災訓練が一巡したため、今年からまた新たに、訓練内容をさらに充実させた防災訓練を実施してまいります。

消防体制の充実では、常備消防の指令車や、第4分団消防ポンプ自動車の更新を行い、火災や救急に迅速に対応できる体制を維持いたします。

次に防犯体制の充実です。町民、事業者及び行政が一体となった安全・安心なまちづくり推進のため啓発活動を行うとともに、自主防犯組織の取り組みを支援いたします。

また、夜間の犯罪防止や道路上での衝突事故抑止のため、各行政区で設置している防犯灯については、現在、各行政区の防犯灯の設置または交換に対して町で1基当たり1万円の助成を行っておりますが、今年度から新たにLED電球の設置または交換については、1基当たり2万円の助成を行ってまいります。

交通安全対策の充実では、引き続き、児童や生徒、高齢者などの交通事故防止のための啓発活動を行うとともに、交通安全教室や交通安全運動期間中においては、交通安全標語等の入ったPR用品などを配布し交通安全を呼びかけてまいります。

第4に産業・経済分野として「地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち」について説明申し上げます。

まず、時代をリードする農業の振興ですが、佐波伊勢崎地域担い手支援協議会において、認定農業者・集落営農組織の支援等に加え、後継者の確保を図るため、青年農業者に男女の出会いの場を提供する「農業後継者婚活対策事業」に新たに取り組みますので、その活動を支援してまいります。

また、地域の中心となる経営体への農地集積や、分散化した農地の連担化が円滑に進むように、協力者に対して協力金を交付するとともに、持続的で力強い農業構造の実現や、青年層の新規就農者を確保するため、独立・自営就農者に給付金を交付いたします。

特産品消費拡大事業では、町の特産品を使ったレシピを考案するとともに、町内に食肉卸売市場がある特性を生かして、新鮮な肉をレシピに取り入れるなど連携して消費拡大を図っていきたくて考えております。

また、消費者・生産者の交流、食育機会の提供、安心安全農産物の供給拠点としてのたまむら物産館の建設に向けた基本設計を行います。

小規模土地改良事業では、福島地区において適正な水管理のために水門を造成いたします。

次に活力ある工業の振興です。昨年度スタートした企業立地促進奨励金制度により、引き続き、企業立地の促進を図ります。今後も、企業が立地しやすい環境を整えるための基盤整備を進め、地域経済の活性化と雇用の拡大に努めてまいります。

また、町民の住環境向上と住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、昨年7月からスタートした住宅リフォーム支援事業については、今年度も引き続き取り組んでまいります。

魅力あふれる商業の振興では、地域経済の活性化と生活者の支援のために、これまで3年間実施してまいりましたプレミアムつき商品券発行事業については、依然として厳しい経済状況が続いていることを踏まえ、これを1年延長し、今年度も実施をしてまいります。

次に働きやすい就業環境の創出では、震災等による倒産やリストラ等により失業した方々を優先的に臨時職員として期間限定で雇用するとともに、保育所・児童館の防犯及び安全対策のための警備業

務をこれらの方々を雇用する会社へ委託をいたします。

安全・安心な消費生活の確立では、振り込め詐欺、悪徳商法、多重債務などの消費者問題に対して、消費生活センターにおいて相談業務及び被害防止のための啓発事業を行っております。

次に観光による地域振興です。ことしで24回目となる「たまむら花火大会」については、ことしの7月から9月にかけて開催される「ググっとぐんま観光キャンペーン」の観光事業として実施し、町の観光事業として県内外からの集客を図っていきます。

また、花火大会や歴史資産などの観光PR活動や観光客の受け入れ体制の整備を進めるとともに、町のマスコットキャラクターの制作、観光ホームページの立ち上げなど観光事業に積極的に取り組んでまいります。

第5に都市基盤分野として「コンパクトで利便性と快適性が高いまち」について説明申し上げます。

まず、快適な生活を支える総合的な土地利用の推進です。東毛広域幹線道路は高崎駅を起点に本町の中央部や県内の主要都市を通過し板倉町まで計画されています。平成26年度に暫定2車線、平成29年度には4車線化となるよう整備中でございます。また、関越自動車道との交通結節点に高崎・玉村スマートインターチェンジ、これはまだ仮称でございます。が平成25年度開通を目指して現在整備中でございます。

このような状況下で本町の発展を目指していくには、スマートインターチェンジ周辺を東毛広域幹線道路の整備とあわせて、広域交通の利便性を生かし、道の駅や産業拠点の整備による交流人口の増加による交流・連携を推進し、本町の新たな玄関口としてまちづくりを進める必要があります。また、「都市計画マスタープラン」では、スマートインターチェンジ周辺を産業構想拠点として位置づけていることから、周辺地区の土地利用構想を策定いたします。

次に、魅力ある市街地の形成です。隣接する高崎市、前橋市、伊勢崎市等の周辺市では、大規模な工業団地開発や大型商業開発等が計画されているなど、産業立地をめぐる動きは活発化をしております。

一方、順調に増加傾向にあった本町の人口は、近年減少傾向にあり、将来的な定住促進を図る上で、こうした産業立地の進展の影響をうまく取り入れながら、これまで以上に本町における新たな住宅需要の大きな受け皿となる良好な住宅市街地の形成が求められております。

このような背景から、定住促進にふさわしい地区に対応する新たな住宅開発の必要性や開発適地の選定を行い、その地区にふさわしいまちづくり基本構想の策定や実現化方策の検討を行います。

次に機能的な道路網の形成です。町の中心市街地を南北に抜ける斉田・上之手線や、町道217号線道路改良事業について、引き続き事業の進捗を図ってまいります。また、東毛広域幹線道路のアクセス道となる町道220号線の詳細設計を進めてまいります。

公共交通の整備では、引き続き、前橋市と共同により乗合バス路線を運行するとともに、町内を巡回する乗合タクシー、これは「たまりん」ですね。「たまりん」を運行することにより、町民、特に交

通弱者の日常の足となる公共交通を確保いたします。

水の適正利用と上水道の整備では、水道事業の使命である安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めるとともに、老朽管の更新及び管網整備を進めてまいります。

公共下水道事業では、板井地区の管渠築造工事を実施し、特定環境保全公共下水道事業では、樋越地区、斎田地区、下之宮地区、川井地区、角淵地区及び板井地区の管渠築造工事を実施いたします。さらに、拡大区域の実施設計を板井地区、角淵地区、八幡原地区及び川井地区で実施いたします。

また、雨水対策事業では、町道102号線と斉田・上之手線への管渠新設整備を実施いたします。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要な施策であります。本町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め普及率の向上を目指してまいります。

最後に協働・行財政分野について「地域力を発揮する、住民主役のまち」についてご説明申し上げます。

まず、住民自治のまちづくりの推進ですが、住民の意思に基づいた住民自治のまちを実現するために、住民や地域、NPO、ボランティア団体、企業などがまちづくりに積極的に参画し、行政と連携してまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、協働に対する職員の意識改革・調整能力の向上を図るための研修を実施するとともに、協働によるまちづくり活動者への支援、住民が参画しやすい環境づくりを推進するため、新たな住民提案型の事業補助金を創設いたします。

また、協働のまちづくりを目的とした事業の財源として活用するため「協働によるまちづくり基金」を設置いたします。

さらに、住民活動サポートセンター、これは「ぱる」でございます。「ぱる」を中心に、ボランティア団体や個人が気軽に立ち寄り、情報発信、情報収集、情報交換並びにお互いの連携を支援するための業務を行い、活動しやすい環境づくりを進めてまいります。加えて、ボランティア活動の支援及び活動機会の提供を積極的に進めるため、今年度は、手話奉仕員養成講座を開催いたします。

また、今年度から、携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用して、利用者が欲しいと思う行政情報をいつでも自動で受信できるサービスを新たに開始いたします。

次に地域間連携・交流の推進です。本町では、平成19年に長野県山ノ内町、ことしの賀詞交換会において、これは県内でございます昭和村と「友好交流協定」を結びました。そして昭和村とは、災害時において職員派遣を含めた相互応援を行う細目を決めました。今後も連携して交流事業を進め、両自治体との友好関係をさらに発展させてまいります。また、昨年、「連携協力に関する包括協定書」を締結した県立女子大学とも、引き続き、まちづくり全般にわたって連携協力を行ってまいります。

そして今年度新たに、玉村町の魅力を、全国に情報発信するとともに、玉村町の発展に貢献していただくことを目的に「玉村ふるさと大使」を叙任いたします。

次に国際交流の推進です。在住外国人に対しての支援活動を行うとともに、心通い合う多文化共生社会の実現に向けて、国際交流協会を支援してまいります。

また、外国の生活や文化に触れることにより、国際感覚豊かな広い視野を持つ青少年の育成を図るため、中学生海外派遣事業を引き続き実施するとともに、今年度は、ホームステイ受入先であるエレンズバーグのボランティアやその家族を招致し、日本や玉村町の文化や生活を体験してもらい、相互交流を深めます。

次に人権の尊重です。人権に対する意識啓発を進めるとともに、すべての人が個人として尊重される社会を目指し、人権教育・啓発活動を推進してまいります。

また、男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも重要な課題であることから、今年度は地域へ出向き、意見交換会を実施いたします。

次に行政改革の推進です。厳しい社会経済情勢に対応した行政運営を行うため、「玉村町経営改革実施計画」に基づき、引き続き、自律に向けた行政改革に取り組みます。また、収納率の向上と企業誘致による新たな税財源の確保を図るとともに、経常経費の抑制により健全で持続可能な財政運営に努めます。

町民満足度調査の実施については、町民の皆さんが現状にどの程度満足しているか、どの程度の重要性を感じているかなどを総合的に調査をし、今後の各種施策を展開する上での基礎資料として活用してまいります。

次に、平成24年度予算案についての説明を行います。

平成24年度の予算編成は、経済情勢の大変厳しい中、「第5次総合計画」及び「都市計画マスタープラン」の目標に向け、また、本格的に行われるクリーンセンターの長寿命化工事のために積極型の編成を行いました。その結果、一般会計の総額は、107億5,300万円となり、前年度当初と比較して2.7%の増加となっております。

歳入面では、前年度と比較して、根幹となる町税収入については1.3%増の44億6,270万5,000円、地方交付税については14.4%増の12億7,000万円、町債については、臨時財政対策債を7億円、クリーンセンター整備事業債を5億8,810万円予定し、全体では前年度対比20.1%増の13億1,440万円を見込みました。また、財政調整基金の取り崩しは前年度と同額の4億5,000万円とし、財源確保を図りました。

歳出面では、人件費が7,436万7,000円、公債費が5,406万1,000円それぞれ減少し、さらに「子ども手当」から「子どものための手当」、これは先ほど申したとおり、これはまだ正確な名前ではございません。仮称ではございます。「子どものための手当」へ移行すること等に伴い、扶助費が2億449万3,000円減少したことから、義務的経費全体で3億3,292万1,000円、これは7.1%の減少となっております。投資的経費については、クリーンセンターの整備事業に要する経費の増加を主な要因として5億8,998万9,000円、41.6%の増加となっております。

す。

なお、国民健康保険を初めとする5つの特別会計の予算総額は、65億9,338万1,000円、企業会計である水道事業会計予算は、9億15万2,000円となり、一般会計を含めた全会計における予算総額は、前年度当初と比較して3.7%増の182億4,653万3,000円となっております。

各会計の詳しい内容につきましては、それぞれの予算案の中でご説明をさせていただきます。

以上、平成24年度の町政運営について、私の所信の一端を述べました。

私は、町長として8年余り、町民の皆様の思いを真摯に受け止め、行財政改革を初めとする町政の懸案事項に取り組んでまいりました。冒頭に申し上げましたとおり、私は、「第5次総合計画」及び「都市計画マスタープラン」を軌道に乗せるため、平成24年度を「希望に満ち、安全安心で、豊かなまち」と位置づけ、町民の皆様が幸せを実感できる町を全力で推し進める決意でございます。

町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご支援、ご協力をお願いするとともに、本定例会にご提案申し上げております平成24年度予算案を初め、各種案件につきましても、十分ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（浅見武志君） 以上で町長の施政方針の報告を終了いたします。

なお、施政方針に対する質問の通告をされた議員には、質問の要旨を必ず午前9時までに議長に提出してください。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。午前11時5分に再開いたします。

午前10時46分休憩

午前11時5分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

○日程第6 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

（平成23年度玉村町一般会計補正予算（第7号））

議長（浅見武志君） 日程第6、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成23年度玉村町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 承認第1号 平成23年度一般会計補正予算（第7号）における専決処分を

報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年12月15日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により、本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、去る12月議会定例会において、調理済みの学校給食等を検査できる食品放射線測定器の購入について補正予算をご議決いただきましたが、製造元請会社への注文が急増しており、年度内に納入することができないことが明らかとなったため、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費を設定させていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

-
- 日程第 7 議案第 1号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について
 - 日程第 8 議案第 2号 玉村町職員定数条例の一部改正について
 - 日程第 9 議案第 3号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第 4号 玉村町税条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第 5号 玉村町柴田奨学基金条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第 8号 玉村町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第 9号 玉村町文化センター条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 玉村町体育指導委員設置条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 玉村町農業災害対策特別措置条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 玉村町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度玉村町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 町道路線の認定について

議長（浅見武志君） 次に、日程第 7、議案第 1 号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正についてから日程第 1 1、議案第 5 号 玉村町柴田奨学基金条例の一部改正について、日程第 1 2、議案第 8 号 玉村町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてから日程第 2 5、議案第 2 1 号 平成 2 3 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 3 号）、日程第 2 6、議案第 2 9 号 町道路線の廃止についてから日程第 2 7、議案第 3 0 号 町道路線の認定についての 2 1 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 7、議案第 1 号から日程第 1 1、議案第 5 号、日程第 1 2、議案第 8 号から日程第 2 5、議案第 2 1 号、日程第 2 6、議案第 2 9 号から日程第 2 7、議案第 3 0 号の 2 1 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 1 号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正についてご説明申し上げます。

ます。

本案につきましては、日本国旅券、パスポートでございます、の申請について、県からの権限移譲により、本町に住民登録をしている人の申請、交付の窓口について、平成24年1月4日より、本町役場住民課のパスポート窓口に変更になったことに伴い、住民課の事務分掌内に旅券事務に関するものを追加するとともに、記載のなかった後期高齢者医療に関することについてあわせて追加するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、旅券事務に関すること及び後期高齢者医療に関することについて、課の事務分掌を規定した別表、これは第2条関係でございます、に所要の改正を行うものでございます。

議案第2号 玉村町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、職員の退職、新規採用及び業務委託等に伴い、職員定数を変更するものでございます。

現時点での平成23年度の退職予定者は、県派遣職員を含め7名であります。また、平成24年度の新規採用職員は、県派遣職員及び一般事務、保育士とを合わせまして10名を予定しており、3名の増となるものであります。昨年中の職員の退職や死亡により5名が欠員となっておりますので、全職員数といたしましては2名の減となります。また、任命権者別の定数につきましては、給食センター調理業務委託に伴い、調理員を町長部局の一般事務に配置転換することが、人数の増減の主な理由でございます。

議案第3号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、公民館運営審議会委員の報酬額の設定及び英語指導助手の報酬額の見直し等に伴い、条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、まず公民館運営審議会委員の報酬については、議案第9号の玉村町文化センター条例の一部改正についてにありますとおり、町に公民館運営審議会を再度設置することに提案に伴い、委員の報酬を設定するものでございます。報酬額は日額7,700円で、この金額は図書館協議会委員、資料館運営委員会委員の報酬と同額でございます。また、公民館運営審議会委員の定数は10名以内で、年間4回以内の会議を予定しております。

次に、体育指導委員会委員の名称をスポーツ推進委員に改めることにつきましては、議案第10号の玉村町体育指導委員設置条例の一部改正についてにありますとおり、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改めるものでございます。

最後に、中学校の英語指導助手、いわゆるALTの報酬ですが、従来では国から示される招致外国青年任用規則の取り扱い要領において、日本国内において賦課される所得税及び住民税控除後の手取りの年額、すなわち税控除後の手取りの年額が360万円を下回らない額となるよう定めることになっていました。今回その取り扱い要領の改正により、平成24年4月以降に来日し、新たに任命される者については、税控除後ではなく、税控除前の額で初年度は336万円程度、再任用された場合の

2年目は360万円程度、3年目は390万円程度とし、さらに特にすぐれた者として2回を超えて再任用された場合の4年目及び5年目は、それぞれ396万円程度とすることになったため、上限額を年額396万円以内と定め、報酬額の見直しを行うものであります。また、この改正にあわせて、英語指導助手という旧来の呼び名を現在の呼び名である外国語指導助手と改めるものであります。

議案第4号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律と東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日付法律第115号と118号で公布されたこと及び地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日付法律第120号で公布されたこと等に伴い、玉村町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、個人町民税については、昭和42年1月から現年課税化となった退職所得について、1年早い徴収による運用益が失われること等を理由に、当分の間の措置として1割軽減されていた特例を廃止するものでございます。

次に、特例災害により住宅、家財等に損失が生じた場合に雑損控除の対象となる災害関連支出について、大規模災害時の場合には、災害がやんだ日から3年以内の支出とすること及び東日本大震災からの復興に関して地方公共団体の防災のための施設に必要な財源として、平成26年度から10年間にわたり均等割3,000円に500円を加算した額とするものでございます。なお、県民税の均等割1,000円にも500円を加算する改正が予定されていますので、町県民税合わせて1,000円を加算した額とするものでございます。

次に、たばこ税の改正でございますが、法人実行税率の引き下げにより町の法人町民税が減収となる一方で、課税ベースの拡大により県の法人事業税は増収となるため、県たばこ税と町たばこ税との間で税率を調整することで、県と町の増減収の調整を行うものでございます。

議案第5号 玉村町柴田奨学基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。柴田奨学金につきましては、故柴田哲次氏のご芳志を基金として積み立て、経済的な理由により進学困難な生徒に対して、基金の運用益金により奨学金を支給してまいりました。昭和52年から延べ272人に支給し、高校生活を支援してまいりました。

今回この柴田奨学基金の運用益金が底をつき、来年度から新規の生徒に支給することが困難な状態になりました。今後も日本経済の低迷、母子家庭の増加等、進学をめぐる状況は厳しいものと推察されます。また、昨今の低金利により、運用益金を見込むことは困難な状況にあります。これらをかんがみ、今回柴田奨学基金の取り崩しを伴う一部改正をし、今後も奨学金を支給してまいりたいと考えております。

議案第8号 玉村町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、町内公立幼稚園に在園する第3子以降の子供の保育料を減免し、安心して子供を育てる環

境づくりを推進するため、玉村町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正概要につきましては、第3子以降の保育料を月額5,000円、年額で6万円の保育料減免、無料とするものでございます。これにより、一層の子育て支援の充実と若者世代の定住促進を図るものでございます。

議案第9号 玉村町文化センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、国会において地域主権2次一括法が成立し、図書館法や社会教育法の一部が改正されたことに伴い、玉村町文化センター条例の一部を改正するとともに、図書館法の一部改正に伴い、同条例第19条の図書館協議会委員の委嘱基準を改正させていただくものでございます。

次に、同条例第23条、公民館運営審議会の設置についてですが、複合施設である文化センターには、図書館、歴史資料館、文化財、文化振興財団があり、それぞれ協議会、審議会があり、各活動に対して検証、分析、点検、評価をし、改善を図っています。ところが、少子高齢化社会の到来、震災の影響を受けて、生涯学習、コミュニティーの場としてますます公民館への期待が高まっています。ところが、公民館には審議会はなく、社会教育委員会が兼ねています。これらを受けて、公民館にも公民館運営審議会を設置し、公民館活動のさらなる充実を図っていきます。

このような理由により、今回改正された社会教育法第29条、公民館運営審議会の規定に基づき、玉村町公民館に公民館運営審議会を設置するため、文化センター条例の第23条を一部改正するものでございます。

議案第10号 玉村町体育指導委員設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、スポーツ振興法が全部改正となり、新たにスポーツ基本法が制定されました。これに伴い、玉村町体育指導委員設置条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要を申し上げますと、改正前の体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改めるものでございます。スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導など、スポーツに関する指導及び助言を行います。

議案第11号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、65歳以上の第1号被保険者の新たな介護保険料を制定させていただくものであります。

高齢化社会を迎え、要支援、要介護の認定者数もふえています。第4期計画中の施設等整備により、施設についてもある程度充実してきたと考えられます。平成21年4月には特定施設入居者生活介護、有料老人ホームでございます、が新たに40床、平成22年4月には介護老人福祉施設、これは特別養護老人ホームが50床開設し、また小規模多機能型居宅介護の施設が平成22年度に1施設が開設、平成23年度には本格的な運営が始まっております。平成23年度には、さらに特別養護老人ホームの20床増床が行われ、平成24年度中には入所が始まり、特別養護老人ホームの待機者は100人前後おりますが、最も入所緊急度の高い方の解消につながると考えております。

施設系の給付費が著しく伸びてきた一方で、居宅系のサービスについても年々利用増となっております。また、介護報酬の改定、地域区分の見直し、第1号被保険者の負担割合の増加がありました。65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、40歳から64歳の第2号被保険者との保険料水準が等しくなるように振り分けられるため、平成24年からの割合が20%から21%に増し、また標準給付費の5%を総額として市町村に交付される財政調整交付金が、玉村町では減少算定となってきております。介護報酬改定率も0.7%と、これに地域区分の見直しが加わります。見直しのある地域、ない地域合わせ、全国平均で1.2%の給付費の改定増となります。玉村町は、地域区分の6級地の適用地となり、サービスごとに割合が違うものの、1単位10円のところ、最大10.21円と見直されております。

県の財政安定化基金取り崩しによる交付額と町の介護保険基金をでき得る限り取り崩した上で、今後見込まれる介護サービスを維持、継続するために、保険料の基準額は年額で5万6,400円、月額で4,700円と算出いたしました。第4期の基準額より年額で9,600円、月額で800円の増加となります。当町では、8段階の所得段階を設け、基準額に対する第4期からの弾力化を維持しました。所得段階別の介護保険料は、新旧対照表のとおりでございます。ますますふえると考えられます介護保険サービスの需要の把握に努めてまいりたいと考えます。

今後は、地域支援事業や介護予防事業の提供を通じて、自立支援や要介護度の悪化防止により、介護給付費の抑制に努め、より信頼と安心のおける制度となるよう尽力してまいりたいと考えております。

議案第12号 玉村町農業災害対策特別措置条例の一部改正についてご説明申し上げます。近年、気候温暖化等の気象変動により、気象災害の形態、頻度、被害程度等が変化してきており、多発化する竜巻等の局所的災害や、一昨年夏に初めて経験した猛暑による水稻の高温障害などの新たな形態の災害に対して、現行の条例では対応することが難しい状況になっております。

こうした状況を改善し、現状に即した対応を可能にするため、県では群馬県農漁業災害対策特別措置条例を一部改正いたしました。そこで、玉村町でも同様な措置がとれるようにするため、玉村町農業災害特別措置条例を一部改正し、農業者の支援をしていこうと考えております。

議案第13号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。小口資金の借入れにつきましては、中小企業を中心に昨年は34件の利用実績がございました。今年度につきましても、2月現在で既に35件の借入申請が行われている状況でございます。

条例の一部改正の概要を申し上げますと、小口資金融資促進条例では群馬県小口資金促進制度の要綱に基づき、融資期間を運転資金につきましては6年以内、設備資金については8年以内と定めております。しかし、いまだ回復の兆しが見えてこない景気低迷の中で、県内の企業の借入金の返済負担を軽減させることを目的に、融資期間の延長ができる1年間の特例措置が昨年度、群馬県小口資金促進制度の要綱に追加されたことに伴い、条例改正を行いました。今回は、この特例措置が来年度もさ

らに延長されることとなったため、群馬県小口資金促進制度の要綱の改正にあわせ、玉村町小口資金融資促進条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 玉村町町営住宅管理条例の一部改正について説明申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための整備に関する法律が平成23年5月2日に公布され、公営住宅法で定める同居親族要件の廃止及び入居収入基準を事業主体の条例で定めることとする法改正が、平成24年4月1日に施行されます。

これにより、現行町営住宅管理条例第5条の町営住宅に入居することができる者の規定の一部を新たに条例で定め、同条、入居収入基準金額を、政令で定めていた金額から条例で定める金額に改正を行うものでございます。

議案第15号 平成23年度玉村町一般会計補正予算(第8号)について説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1億6,741万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を100億3,843万8,000円とさせていただくとともに、繰越明許費及び地方債の追加等をさせていただくものでございます。

それでは、主な補正内容について説明申し上げます。まず、歳入につきましては、企業業績の回復により法人町民税が増額となったほか、固定資産税や町たばこ税についても増額となり、町民税総額で1億100万円の増額となりました。また、地方交付税については、普通交付税の確定により2億1,194万3,000円の増額、地方債については臨時財政対策債等の確定により1億1,040万円の増額となりました。

一方、国、県支出金については、事業費の確定等により1億2,469万円の減額、使用料及び手数料についても事業系可燃ごみの減少等により1,120万7,000円の減額となりました。

寄附金では、連合・群馬県連合会から福祉のために2万円、玉村町ライオンズクラブから児童館図書購入のために8万9,350円、匿名の方から教育のために80万円をいただきました。また、ふるさと寄附では、東京電波元会長の長女の吉濱有紀子様から産業振興のために200万円、匿名の方から健康増進または社会福祉のために100万円、同じく匿名の方から子育て支援のために4万円をいただきました。

続いて、歳出ですが、年度末ということで全体的に事業費の確定、入札による差金並びに各種経費の節約等による減額でございますが、国の4次補正により鯉沢の水門改修工事が実施できる見込みとなったため、その事業費を計上いたしました。これらにより、財政調整基金については取り崩しを行わず、5,600万円を積み立てることができました。

なお、繰越明許費の追加ですが、先ほど説明いたしました鯉沢の水門改修工事のほか、斉田・上之手線や板井地区のまちづくり事業など、それぞれ今年度中に予定していた事業が完了しないことが見込まれることから、翌年度に繰り越すものでございます。

地方債の追加及び変更につきましては、国の4次補正に伴うものやクリーンセンター整備事業等の

事業費が確定したことによるものでございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第16号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,751万2,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、繰越金を8,647万4,000円、療養給付費等交付金を4,955万6,000円、諸収入として国保税延滞金を300万円、第三者行為納付金908万9,000円を増額し、国保税を2,400万円、変更申請により国庫支出金を9,265万5,000円、共同事業交付金を2,719万2,000円、一般会計繰入金224万6,000円を減額するものでございます。

歳出の主なものとしては、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養給付費と高額療養費が不足により保険給付費を2,305万9,000円、国保連合会新システム稼働変更に伴う分担金等により総務費を81万9,000円増額し、高額医療費、保険財政共同安定化事業拠出金の拠出額が確定したことにより共同事業拠出金を1,682万7,000円、特定健診等事業など保健事業費として489万4,000円減額するものでございます。

議案第17号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63万8,000円の減額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,066万6,000円とさせていただきます。

補正の内容といたしましては、歳入として受託事業収入を36万円、一般会計繰入金27万8,000円を減額するものであります。

歳出の主なものとしては、保険事業費を50万4,000円、広域連合納付金13万4,000円を減額するものでございます。

議案第18号 平成23年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ1億6,866万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,305万5,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を実績見込みによりそれぞれ減額いたすものでございます。また、歳出につきましては、給付費等を見込み、全体として減額いたすものでございます。

内容といたしましては、介護報酬改定のシステム改修のため総務費を、また居宅介護サービス計画費、基金積立金を増額し、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の減額を計上するものでございます。

介護サービスの利用としては、全体的に伸びていますが、それ以上に第4期高齢者保健福祉・介護保険事業計画の最終年度となる今年度当初では、介護保険基金のほとんどを繰り入れた予算を見込んだため、減額となっています。期間中に整備された施設の本格的な運営が始まり、また居宅介護事業所の増等により介護利用者を多く見込みましたが、新たに整備された介護サービス施設への段階的な入所や、町外被保険者の利用、開設予定時期のずれ等から、想定した伸びがなく、全体的に給付費の減額となっております。

議案第19号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ92万2,000円減額し、歳入歳出それぞれ1,205万4,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。また、歳出につきましては、一般経費を執行状況の見込みにより減額するものと、介護保険法の改正に伴うシステム改修費を増額し、最終的に減額するものでございます。

議案第20号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,846万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,580万円とさせていただくものでございます。

主な補正理由ですが、県央処理場維持管理負担金の額の確定による維持管理費の減額、下水道建設事業費の確定等による建設費の減額及びこれに伴う下水道事業債の借入予定額の減額、そして消費税修正申告の結果、必要となる消費税返還金の予算確保でございます。

消費税返還金についてご説明いたします。下水道事業特別会計では、民間の課税事業者と同様、毎年消費税の確定申告を行っております。消費税の納付額は、基本的には1年間の売りに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した額となり、この額を申告の際に税務署に納めます。ただ、当町の下水道事業特別会計では、前者より後者のほうが大きいため、毎年消費税を納めるのではなく、反対に税務署から還付を受けておりました。本年度についても、昨年9月に確定申告を行い、翌10月に消費税還付金として収入済みであります。

今回消費税還付金の一部返還が必要となったのは、昨年12月から本年1月にかけての税務署による税務調査により、本来の申告額よりも過少に申告してきたことが判明したためでございます。具体的には、納付税額の計算過程において、一般会計繰入金の財源とした下水道事業債の元金償還費の一定割合について、控除すべき金額から除外せず、結果的に控除対象となる仕入れ税額を過大計上してしまったため、消費税還付金が本来の金額よりも多く還付されていると指摘をされました。このため、税務署の指導により、平成21年度から平成23年度までの3年分について、本年度中に修正申告する予定でございます。なお、当年度分、これは平成23年度分でございますね、の精算については、差額に加算税及び延滞税を加えた金額、これが615万円でございます、を返還する方法によります

が、過年度分、平成21年、22年度分の1,192万1,400円については、新たな支出となり、予算計上の必要がありますので、今回補正額として上程をさせていただくものでございます。

皆様にはおわび申し上げますとともに、以後は適正な申告事務に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、補正予算の各項目について説明いたします。歳入については、国庫補助金を384万円、県補助金を210万円増額し、一般会計繰入金を700万円、公共下水道事業債を3,940万円、特定環境保全公共下水道事業債を5,800万円減額するものであります。

一方、歳出額については、公共下水道維持管理費を32万5,000円増額し、特定環境保全公共下水道維持管理費を11万1,000円、公共下水道建設費を4,145万円、特定環境保全公共下水道建設費を5,380万円減額するものであります。

公債費については、利子償還金を342万4,000円減額するものでございます。

最後に、繰越明許費についてですが、公共下水道建設費の上新田、与六分地区、これは蛭堀雨水整備事業について、2,249万円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

議案第21号 平成23年度玉村町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。本案は、収益的支出の予定額を1,744万1,000円増額し、総額を5億6,029万5,000円と定めるものでございます。増額理由ですが、昨年度第11号水源の調査改修の際に井戸能力試験を行ったところ、取水量を1時間当たり約50立方メートル減らす必要があり、県からの受水量をふやしたため、原水及び浄水費の受水費を1,744万1,000円増額するものでございます。

議案第29号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成23年度道路台帳補正における廃止に係るものでございます。

主な内容は、国道354号線バイパス整備事業及び町道217号線整備事業による終点の変更に伴うものであり、路線数6路線、延長3,478.93メートルとなっております。

議案第30号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成23年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

主な内容は、国道354号線バイパス整備事業に係る路線認定、議案第29号で廃止される路線の再認定並びに帰属、寄附、認定漏れ路線の補正をするものでございます。今回の認定路線数は16路線、延長3,994.99メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（浅見武志君） 以上で21議案に係る提案説明を終了いたします。

なお、21議案に対する質疑、討論、表決は平成24年度当初予算の特別委員会への付託を行った後に行います。

○日程第 2 8 議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定について

議長（浅見武志君） 次に、日程第 2 8、議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、当町における産業振興を目的とする事業を効果的に推進するために、玉村町産業振興基金条例を制定するものでございます。具体的な事業につきましてははまだ決まっておりませんが、商工会、企業、金融機関、有識者を含めた町民の意見や要望を踏まえて、今後決めていきたいと考えております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号 玉村町産業振興基金条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○日程第 2 9 議案第 7 号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定について

議長（浅見武志君） 次に、日程第 2 9、議案第 7 号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 7 号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、協働によるまちづくりについて、その推進に必要な経費の財源に充てるための基金を創設するものでございます。

条例の概要を申し上げますと、基金に積み立てる額は、予算で定める寄附金があったときにこれを積み立てることができ、所期の目的のため運用益金及び基金を処分し、これを協働によるまちづくりの推進に必要な経費の財源に充てようとするものでございます。なお、基金に積み立てる額につきましては、議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算として計上してございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） このまちづくりの基金というのは大変いいことだと思うのですが、この基金はどのような団体に使っていくというか、どのようなことに使っていくのか、お答え願います。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） では、お答えいたします。

先ほどの町長の提案説明の中にありましたが、大きく申し上げますと協働によるまちづくりの推進ということになります。玉村町においては、自治基本条例の中で協働によるまちづくりというのを今後進めていくという、民間会社で言えば社是みたいなものがございます。そういう基本的な方針がございまして、今回の新年度予算におきましては、企画費の中の協働によるまちづくり推進事業という事業がございまして、その中に充当する予定でございまして。

また、特別委員会の中で詳しくご説明申し上げようと思ったのですが、今回新しく創設いたします、町民が協働によるまちづくりを提案するような制度を設けてございます。そういった事業などにも充当する予定ではございますが、多額な基金を造成させていただくこととなりますので、少し長い目でどういう事業に充当できるか、今後も活動団体などのご意見も踏まえながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） その団体なのですが、町で認定した団体とか、個人とか、そこら辺の区分とか、いい提案をいただければ、だれにでも上げるのか、そこら辺の基金の運用に審査とかあるのかとか、そういうこともちょっと。

議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） 特別委員会の中でまた詳しく説明いたしますが、今のところ考えておるのが、3名以上の構成員から成る団体というものを想定してございます。協働によるまちづくりというところが最大のポイントでございまして、何か団体の方々がある程度の公益性を持った活動をしたいという場合に、町のいろいろ所属するセクションがございまして、その係と協働ができるかどうか、そういったものも申請後に相談させていただくとか、あとは公開による審査なども考えております。

以上でございます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第7号 玉村町協働によるまちづくり基金条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

-
- 日程第30 議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算
 - 日程第31 議案第23号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第32 議案第24号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第33 議案第25号 平成24年度玉村町介護保険特別会計予算
 - 日程第34 議案第26号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
 - 日程第35 議案第27号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計予算
 - 日程第36 議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算

議長（浅見武志君） 次に、日程第30、議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算から日程第36、議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算の7議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第30、議案第22号から日程第36、議案第28号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度一般会計予算につきましては、先ほどの施政方針の中で述べさせていただきました。また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんいただきたいと思います。

24年度の一般会計予算の総額は107億5,300万円となり、前年度に比べ2.7%増となりました。

歳出の主なものとしては、昨年度からの2カ年事業となっているクリーンセンター整備事業費やたまむら花火大会を初めとする観光推進事業費を計上するとともに、協働によるまちづくりを推進するため、新たに協働によるまちづくり提案事業補助金や協働のまちづくり基金積立金1,000万円を計上いたしました。

また、老朽化した第4保育所を平成25年度に改築するための実施設計費や海洋センターの大規模改修工事費をそれぞれ計上しました。

道路網整備では、高崎・玉村スマートインターチェンジや、これは仮称でございます、東毛広域幹線道路の開通に向けたアクセス道路の整備費を初め、その他主要道路の整備費として3億4,763万9,000円を計上したほか、土地利用では第5次総合計画や都市計画マスタープランに基づき、交通の利便性を生かしてスマートインター周辺地域の土地利用構想を策定するための経費や、本町への定住促進を図るため、まちづくり基本構想等を策定するための経費を計上いたしました。

経済対策としては、プレミアムつき商品券発行事業費や企業立地促進事業費のほか、地域経済の活性化と町民の住環境向上のために、昨年7月から実施している住宅リフォーム支援事業費をそれぞれ計上いたしました。

子育て支援では、私立幼稚園第3子以降保育料の助成費を計上し、高齢者支援では75歳以上を対象に肺炎球菌ワクチン接種費用の助成費を計上いたしました。

歳出の目的別内訳については、衛生費、農林水産業費、商工費がそれぞれ増加しましたが、その他の品目については減少となりました。また、性質別内訳については、子ども手当から子どものための手当へ移行することに伴い、この子どものための手当ということは、まだ正式な名称ではないということでご理解していただきたいと思います。移行することに伴い、扶助費が減少したほか、人件費や公債費についても減少したことにより、義務的経費は前年度対比4.2ポイント下降して40.6%となりました。一方、投資的経費は、クリーンセンター整備事業費の増加などにより、前年度対比

5.1ポイント上昇し、18.7%となりました。

次に、歳入ですが、土地、家屋の固定資産の評価替え等に伴い、固定資産税が2.3%減少したものの、年少扶養控除の廃止により個人町民税が2.3%、企業業績の回復により法人町民税が11.8%、税率改正により町たばこ税が18.3%それぞれ増加しました。その結果、町税全体では1.3%増の44億6,270万5,000円を見込みました。

次に、地方特例交付金では、子ども手当から子どものための手当への制度改正や自動車取得税の減免措置の継続に伴う減収の一部を補てんするための経費が個人町民税の増収分に振りかわったことから64.8%減少し、地方交付税では推計の結果、14.4%増加し、12億7,000万円を見込みました。

分担金及び負担金では、保育所の第3子以降保育料無料化等により14.9%減少し、使用料及び手数料では公立幼稚園の第3子以降保育料無料化等により5.6%減少いたしました。

国庫支出金では、クリーンセンター整備事業に伴う交付金が増加したものの、まちづくり事業の終了や子どものための手当への移行に伴う国庫負担の減少により7.1%減少し、県支出金では県知事・県議会議員選挙がなくなったことにより、1.4%減少いたしました。

基金繰入金では、財政調整基金から4億5,000万円、ふるさとまつり等に充当するためふるさと創生基金から1,800万円を取り崩して財源確保を図りました。これにより、平成24年度末の基金残高は約42億円程度となる見込みでございます。

町債については、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を7億円、クリーンセンター整備事業債を5億8,810万円予定し、町債全体では前年度対比20.1%増の13億1,440万円を見込みました。その結果、一般会計における平成24年度末地方債残高は約101億7,844万円となり、平成23年度末に比べ5億7,227万6,000円増加する見込みとなっております。

歳入の性質別内訳については、地方交付税や町債が増加したことにより、依存財源比率は前年度対比1ポイント上昇し、47.4%となりました。反対に自主財源比率は前年度対比1ポイント下降し、52.6%となったわけでございます。

以上が、平成24年度一般会計予算の概要でございますが、引き続き健全な財政運営を堅持していく所存でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議案第23号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,715万1,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し2.2%増の予算となっております。増額になる主な要因としましては、団塊の世代が退職し、国保に加入してきていることから、退職者医療の保険給付費が引き続き増加してきていること、また診療報酬の改定により高額な医療費が増加していることによります。また、後期高齢者医療や介護保険の給付が増加傾向にあることから、後期高齢者支援金

や介護納付金も増加をしております。

歳入の主なものとしては、国民健康保険税が8億8,982万7,000円、国庫支出金8億4,084万4,000円、退職者療養費等交付金2億3,872万6,000円、前期高齢者交付金5億2,542万9,000円、県支出金1億4,380万6,000円、高額医療費共同事業交付金3億8,886万2,000円、一般会計繰入金1億5,476万8,000円であります。

歳出の主なものとしては、保険給付費の20億5,920万5,000円、後期高齢者支援金等5億376万2,000円、介護保険納付金2億2,490万9,000円、高額医療費共同事業拠出金3億8,886万6,000円、保健事業費3,711万6,000円であります。

景気が低迷しているにもかかわらず、東日本大震災の発生により一層経済情勢が厳しくなったこと、またリストラなどの非自発的離職者や無収入の国保加入者が増加していることもあり、国保税の賦課総額や収入率は低下をしてきております。

こうした中で医療費抑制の取り組みとして、特定健診、特定保健指導を実施しています。受診者は少しずつ増加してきておりますが、実施計画の目標値を達成することはできません。しかし、これからも受診者をふやしていくことにより、生活習慣病を予防し、その他の疾病への進展や重症化を防ぎ、生活習慣を改善することで先々の医療費の抑制につながるものと考えております。

現在国保財政は大変厳しいものとなっており、財政調整基金も底をついている状況であり、収納対策に力を入れ、収納率を向上させることにより、健全運営に努めてまいります。

議案第24号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,074万円とさせていただくものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し10.7%の増であります。これは、保険料率改定により、後期高齢者医療保険料と基盤安定繰入金の歳入が増加したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料で1億6,216万4,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金4,384万2,000円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金2億600万6,000円あります。保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金として納めます。

群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら、円滑な運営を図るため努力をしてまいります。

議案第25号 平成24年度玉村町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ16億5,914万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、第1号被保険者保険料3億7,570万円、国庫支出金3億4,545万円、支払基金交付金4億7,295万8,000円、県支出金2億

3,574万9,000円、繰入金2億2,919万1,000円でございます。

続きまして、歳出につきましては、総務費は2,255万2,000円で、前年度対比10.5%の減、介護サービス等諸費は16億2,501万9,000円で、前年度対比1.9%の減となっております。

3年ごとに見直しを行っている高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第5期の初年度となり、当初予算としては昨年度の第4期計画の最終年度で介護保険基金のほとんどを繰り入れた予算を計上したため、前年度対比2%減となりました。当初予算としては減となりましたが、実際に高齢者人口は増加し、介護認定者、また介護サービス需要の拡大により毎年給付費は伸びております。この右肩上がりにある実質給付費の今後3年間を見込み、介護保険サービス等を維持、継続するため、介護報酬や地域区分の見直し、第1号被保険者の負担割合の増加、施設につきましても待機者待ち緩和のため今年度から増床した特別養護老人ホーム20床への入所が始まり、さらには既存施設の認知症対応型共同生活介護、これはグループホームへの転換予定、その他にも介護サービス需要の拡大に伴い、介護事業所が新たに開設されており、介護保険料も増額となっております。

介護サービス等諸費の主な内訳としましては、要介護者に対する介護サービス給付費が14億4,620万4,000円、要支援者に対する介護予防サービス等諸費が9,700万3,000円となっております。介護保険施設入所者等の低所得者に対する特定入所者介護サービス費は5,230万2,000円、高額サービス費等で2,715万円となっております。

地域支援事業費につきましても1,088万7,000円と、前年度対比9.4%の増額となっております。

本年度は、第5期介護保険事業の初年度であります。在宅系のサービスも年々増加しており、施設につきましても第4期計画中、平成22年度に特別養護老人ホーム50床、短期入所生活介護10床が開設し、また平成23年度には特別養護老人ホーム20床が増床され、待機者の減少につながると考えております。その他にも、平成23年度には小規模多機能型居宅介護1施設が本格的に稼働するなど、ほかにも介護事業所が開設され、サービスの充実が図られてまいります。施設サービスもふえ、施設サービス利用の低所得者に対する特定入居者生活介護費も伸びてまいります。高額サービス費は、高額医療合算介護サービスの支給が本格的に始まりますし、施設サービス利用者の増加に伴う伸びも予想されます。地域支援事業等はおおむね順調に経過しているものと認識しておりますが、介護給付費の増加をできる限り抑え、より信頼と安心のおける制度となるよう努力してまいりたいと考えております。

議案第26号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ1,490万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、主なものを申し上げますと、要支援1、2と認定された方に対し、ケ

アプランを作成する介護予防サービス計画費収入1,024万8,000円、一般会計繰入金465万1,000円でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、主なものといたしまして……

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後0時13分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

町長（貫井孝道君） 済みません。

介護支援専門員等の雇い上げ費用、システム機器使用料など、総務管理費として1,006万1,000円、予防給付プラン作成委託料であります介護予防サービス事業費が474万円でございます。

議案第26号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

町長（貫井孝道君） 済みません。

議案第27号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,144万8,000円とさせていただくものであります。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道、これは県央処理区でございます、の流総計画に基づき実施されているところでありますが、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画の認可区域を新たに拡大した地区の整備を行ってまいります。予算の総額は、前年度当初予算に対し12.9%増となっております。

主な事業として、公共下水道事業では、板井地区の管渠築造工事を実施し、特定環境保全公共下水道事業では斎田地区、角淵地区、板井地区、樋越地区、下之宮地区及び川井地区の管渠築造工事と角

淵地区、板井地区、川井地区及び八幡原地区の実施設計を行うものであります。

また、雨水対策事業では、下新田地区において雨水滝3号幹線設置工事として、町道102号線及び斉田・上之手線への管渠新設工事を実施するものであります。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費節減など、引き続き経営の健全化に努めてまいります。

議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。まず、平成24年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万6,400件、年間総配水量を529万9,000立方メートルと予定し、当初予算を編成いたしました。

初めに、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億9,148万2,000円を計上いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億8,810万4,000円、営業外収益が337万7,000円でございます。

続いて、水道事業費用は5億7,570万7,000円と予定いたしました。その主なものは、営業費用の5億839万7,000円、借入金利子等の営業外費用が5,941万円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入につきましては1億8,440万7,000円を計上いたしました。その主なものは、企業債が1億7,000万円、新規加入者負担金が1,440万6,000円でございます。

続いて、支出は3億2,444万5,000円と予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億1,300万円と、企業債償還金の1億481万5,000円でございます。建設改良費の内訳は、管網整備工事費に1億7,000万円、浄水場施設内動力装置交換工事に3,200万円、設計委託料に1,100万円でございます。

なお、資本的収支において不足いたします1億4,003万8,000円は、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補てんをさせていただき予定であります。

第5条では、企業債の限度額を1億7,000万円と定め、第6条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を3,543万8,000円、交際費を1万円と定め、第8条では棚卸資産購入限度額を696万2,000円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。総括質疑は午後に行います。午後は1時30分から再開をいたします。

午後0時20分休憩

午後1時30分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、款項の範囲で行うようお願いいたします。

初めに、日程第30、議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） 先ほど町長の提案説明を受けまして、24年度の予算は大分積極的な予算を組んであり、義務的経費なども減少しているということで評価できるものであるとは思いますが、臨時財政対策債ですか、7億円。これは経費の積み上げによってこの7億円を必要とするのか、国から7億円は借りてもいいよというもとに予算を組んでいったのか、そこら辺の姿勢ですね。予算を組んでいくに当たり、姿勢についてちょっとお伺いいたします。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 臨財債のご質問だと思いますけれども、これにつきましては交付税の不足分、要するに足りない分を国が補てんするという制度でございまして、事業の積み上げによって発生したものをそこに提示させてもらったものでございます。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） 交付税算定されるということで、組んだということですが、できれば町債は余り多くないほうが、必ず来るといっても、それは交付税算定されるもので、絶対来たという保証はないわけです。絶対来たというあれがあるわけですか。

議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 国において、これは補てんしてくれるということでなっておりますので、この段階で私のほうからそれが来るか来ないかわからないということの答弁はできないので、大変申しわけないですが、よろしく願いいたします。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） ぜひ有効活用していただければと思います。

それから、都市計画税のことについてお伺いしたいのですが、都市計画税は今基金も5億円ですか、積み立てがありますが、今玉村町において都市計画税を使ってする事業というのは街路事業だけだと思うのですが、今後都市計画税を使って町はどのような事業をしていくのかということと、できれば都市計画税は要らないのではないかという質問なのですが。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時33分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 新井淳一君発言〕

都市建設課長（新井淳一君） 町長の提案説明にありましたように、第5次総合計画が平成23年度から。今策定中の都市計画マスタープラン、土地利用計画等を来年度十分精査して、都市計画税を有効に使っていきたいと思います。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 1つお尋ねしたいのですが、ここに参考資料の2ページ、3ページで、下のほうに法人税収が企業業績の回復により11.8%、収入を見越しているのですけれども、この逆に国民健康保険特別会計予算の中では震災の影響により景気の低迷に拍車がかかりという、全体にはそういう状況なのですね。それで、テレビ報道をいろいろ見ると、大手テレビというか、パナソニックを初め業績が大幅赤字という状況の中で、この玉村町の企業回復により法人税が伸びているというのはありがたいことなのだけれども、これがことしの確固たるものとして予算組みして大丈夫なのということ、そういう確信があるのかどうか。どういう業種がいいのかなと、できればわかっていればお尋ねしたいなど。

議長（浅見武志君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 今伸びているのが、玉村町の大手2社ほど顕著に伸びている会社がござ

います。その内容としましては、建設機械等を扱う会社だというふうに理解しております。
以上です。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第31、議案第23号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第32、議案第24号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第33、議案第25号 平成24年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 総括的に伺います。

歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思うのです。介護保険です。これを見ますと、今回議案第11号で介護保険料の改定を考えているということで、保険料収入が9,270万円増加になるという予算になっているわけです。一方、それに対して国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金もそろって減額になっている。一方では、保険料は増額になる。一方では、国や県の負担が引っ込んで、それを埋めるような形になっていると。どうも納得がいかない部分があるのですが、この辺はどんなような形になっているのでしょうか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 歳入の関係になりますか、事項別明細書でいきますと保険料が9,270万円ほど伸びております。ほかの国庫支出金以下が減額というふうなことでございますが、先ほど補正予算の中で提案理由の中でご説明申し上げましたように、平成23年度の当初予算において、前年の基金をほとんど入れまして、大型な予算というか、大きい予算をちょっと組んでしまったもので、今年度の予算から見ますと減というふうになっております。実際には、補正後の額から見れば、ほかの国庫支出金以下、支払基金等の歳入につきましても、補正後の額と比較しますと伸びているということでご理解をいただきたいのですが。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） そうすると、これは前年度予算というのは、当初予算との比較で補正を組んでいると、その額から比べれば伸びていると、こういうお話なのでしょうか、1つ確認したい。

それから、基金繰入金、前年度より8,074万円減額になっているわけですがけれども、これはもう入れる余地は全くない。何もすっからびんというか、要するに全部繰り入れてこういう形になって予算を組んでいると、こういうことでよろしいのでしょうか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 初めの関係につきましても、補正後の予算との比較をしてもらえば減るということでご理解願いたいと思います。繰入金につきましても、議員さんのおっしゃるとおり、すべて入れた中でございます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 特別養護老人ホームの件ですが、最近大分ふえてきました。それから、今年度もにしきの園に20床ほど増床の工事をしていると。

そこで、お伺いしたいのですが、現在町内で、玉村町の中でこういった特別養護老人ホームに入りたいという入所希望者で待機者、入所待機者というのですか、何名くらいおられますか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） お答えします。

待機者につきましては、現在113名を把握しております。そのうち緊急度の高いAグループというのですか、この方が30名おるということでよろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第34、議案第26号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第35、議案第27号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第36、議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

以上で、平成24年度玉村町一般会計ほか6会計に対する総括質疑をすべて終了いたします。

○予算特別委員会の設置・選任の件

議長（浅見武志君） お諮りいたします。

議案第22号 平成24年度玉村町一般会計予算から議案第28号 平成24年度玉村町水道事業会計予算までの7議案につきまして、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、

審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第28号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

○日程第37 議案第1号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第37、議案第1号 玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第38 議案第2号 玉村町職員定数条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第38、議案第2号 玉村町職員定数条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第39 議案第4号 玉村町税条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第39、議案第4号 玉村町税条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第40 議案第5号 玉村町柴田奨学基金条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第40、議案第5号 玉村町柴田奨学基金条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第41 議案第8号 玉村町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第41、議案第8号 玉村町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第42 議案第9号 玉村町文化センター条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第42、議案第9号 玉村町文化センター条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 公民館運営審議会についてお尋ねをいたします。

この公民館運営審議会は、平成15年の3月の議会で議案第9号というのがあったのですが、そこで実はこのように説明をして、執行のほうの説明して、議決されているのです。公民館運営審議会の委員の職務は、社会教育委員の職務に関連する機会が多いことから、公民館の運営に関することは社会教育委員をもって充て、社会教育の効率的な推進を図るものでございまして、こういう執行の説明があって、それが議決されているのです。それが、今回復活をする提案になっていると。なぜ復活をするのかについてお尋ねします。

議長（浅見武志君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 川端秀信君発言〕

生涯学習課長（川端秀信君） 今の社会は、どっちかという人間関係が希薄な世界を迎えていますので、どうしても地域の活性化と、あと今大量の団塊の世代の人たちは退職しまして、その人たちが地域なり家庭に入ってきました。その人たちの居場所づくりと仲間づくりというのが今の社会の情勢からいうと非常に重要な課題だと思っています。その人たちのためにするには、公民館の課題が大変重要になってきていますので、その人たちのために公民館の充実を図るために、利用者の立場から身近な人たちに意見を求めて、文化センターには各施設に協議会、図書館なら図書館協議会とか、歴史資料館なら歴史資料館の運営委員会というのがあります。その中でみんな委員さんに事業の検証とか分析の結果を図ってもらって、身近な活発な協議会で利用者の利便性を図るために、それを公民館でも単独に審議してもらって、それを新たに社会教育委員会のほうに上程するような仕組みづくりを見直していきたいと考えて、設置の上程をしました。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） 多分団塊世代等が非常に多くなったと。それで、公民館を有効に活用する必要があると、これが第1の要件だと思うのです。その必要性もわかるのですが、もう一つ、平成20年度の町の経営改革町民会議、この会議から提言がありました。どういう提言かと申しますと、当時の協働推進センターですね、この協働推進センターと公民館が協力して連絡協議会、こういうものを立ち上げて、その協働推進センターと公民館とがうまく機能するように、一緒にうまく機能する

ように連絡協議会を設置する必要があるのではないかと、こう提言をされているのです。この連絡協議会は、私は設けたほうがいいのではないかと思うのです。それについてはいかがお考えですか。

議長（浅見武志君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 川端秀信君発言〕

生涯学習課長（川端秀信君） その提案については非常にいいと思います。どうしてもダブる可能性がありますので、それを2者でやっていっても無駄だと思いますので、できれば一本にまとめて事業を進めれば非常に効率的でいいと思います。

議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

9番（町田宗宏君） もう一つ、これはある町民の方からぜひ提案をしておいてもらいたいと、こう言われたのですけれども、先ほどの川端課長からお話がありましたように、非常に公民館を活用したいという方がたくさんおられるのです。そこで、中央公民館、現在文化センターのところにありますけれども、あれでは足りないのだと思うのです。したがって、この協働推進センターも、要するにばるですね、こことも離れています。したがって、前計画をしていた中央公民館みたいなのをつくったらどうでしょうかということなのです。そういうものをつくって、協働推進センターも、それから公民館も一緒に建物の中で仕事をするようになれば、非常に効果的な運営ができるのではないかと、このように思います。町民の方からの提案がありましたので、お伝えをしておきますが、教育長、いかがですか。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） ただいまご指摘の件でございますが、今公民館等の運営協議会につきましては、1年ほど前から社会教育委員会議に諮って、今のあり方、諮問させていただいて、その結果として公民館運営審議会を設置する必要があるという回答をいただきました。それで提案させていただきました。

社会教育あるいは生涯学習という観点と、もう一つは協働のまちづくりという観点と相入れるものと、それから純粋に生涯学習を自分のためにやりたいという部分と重なる部分もありますし、違いもあると。要求が町民によって変わってくると。それに対応した施設をそれぞれできれば考えていく必要があるかなと。ですから、公民館事業として今取り組んでいる各種の事業については、やはり社会教育の一環としてそれは進めるべきだというふうに思っているところです。共通する部分については、またいろいろな面から検討していくということでございます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

8番（三友美恵子君） 町田さんに大分言われてしまったのですが、公民館運営審議会が復活したということは、時代の要請ということであり、かねてより私たちが要望していたものであり、教育長の努力とか関係者の方にこの条例ができたことを感謝したいと思います。

それで、さらに公民館活動の充実を期待するものではありませんが、文化センターの中に公民館があるという表示はありますが、活動もソフトの面では公民館活動は大分盛んに最近はやられてきてはいるのですが、町民の目から見たら、公民館はどこにあるのというような部分が大分あると思うのです。町田議員が、公民館が必要ではないかという、私にとってはうれしい質問をしてくださったのですが、私も公民館のハードの面がぜひ必要ではないかと。そんなすごい建物を建てろというわけではないのですが、町民の目から見て、公民館があるぞという、そういうものがこの運営審議会ができることにより必要ではないかと思います。

それが1つと、公民館の運営審議会と、あと文化センターの運営審議会がありますね。これとの関係ですね。どこら辺をどうに、貸し館と公民館としての利用とを分けていかなければならないと思うのです。そうすると、両方の協議会がどのような形でそれを分けて審議していくとか、そういうこともまたいろいろ出てくるのではないかと思います。そこら辺のところはどうなっているのか。

あと1つは、その運営審議会の委員をぜひ充て職でなく、本当に意欲のある人に取り組んでいただける、そういうことにしていただきたいと思うのですが、教育長にそこら辺のところ、3つ、よろしくお願いします。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長（新井道憲君） まず1つは、文化センターと公民館という考え方ですが、玉村町の社会教育あるいはこういう生涯学習という視点から考えていくと、その拠点が文化センターという施設だというふうにとらえていくのが一番いいのではないかと。やっている内容的なものについては、今やっている事業すべてが、図書館にしる、歴史資料館にしる、そして公民館事業にしる、すべてこれは公民館事業の一環として考えてもいいものだというふうに考えております。ですから、文化センターという施設を公民館という施設の名称に変えてもいいのではないかなというそのくらいの気持ちで今社会教育を進めているというところでございます。また、ご意見はご意見としてお伺いしておきます。

それから、もう一つ、そういう観点から考えていくと、文化センター協議会というのはあくまでも文化センターを利用するための連絡調整機関と。社会教育全体を企画、立案あるいはPDCAですか、そういうものを図っていくというのは、やはりその大もとに社会教育委員会を置いておかなければいけないだろうと。先ほど審議会の委員ということでお話がありましたけれども、これも社会教育法の中にきちんと出ております。学校教育関係者、家庭教育関係者、それから学識経験者等ということで選任させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔 8 番 三友美恵子君発言 〕

8 番（三友美恵子君） では、今のお答えの中で、社会教育委員、その下に、下ということはないですけども、もとがそこにあり、その中に文化センターの審議会と公民館の審議会が並列であるということですね。並列ではないのですか。並列であって、私が思うのは、文化センターの協議会と公民館の審議会がすみ分けをできて、しっかりと協議をしながら、公民館活動をしっかりやっていただければありがたいということで質問いたします。

議長（浅見武志君） 教育長。

〔 教育長 新井道憲君発言 〕

教育長（新井道憲君） ですから、組織的には、やはりこのきっかけは見直すきっかけがあったわけですから、要するに玉村町の社会教育、生涯学習を考えていく上で、一番大もとになるのは社会教育委員会です。そして、そのそれぞれの事業をしているものがあそこの複合センターで、それぞれの立場でやっているわけです。公民館活動、そして図書館、さらには資料館、文化振興と、この4つの柱で今玉村町の社会教育を進めているわけです。ですから、それぞれがそれぞれの事業についての委員会なり、協議会なり、審議会を持っています。ところが、公民館だけなかった。ですから、その4つは並列で、それぞれの事業についてある。それを統括していくのが社会教育委員会、こういうふうにご理解いただければと思います。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 4 3 議案第 1 0 号 玉村町体育指導委員設置条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第43、議案第10号 玉村町体育指導委員設置条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第44 議案第3号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第44、議案第3号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ちょっとお尋ねしたいのは、保険を払う方が20%から21%に負担率が上がって、事業が拡大するということで、町のほうの一般会計からのお金もかなりふえていくのではないかと思うのですけれども、23年度までのやつと、これからの3年間の間で、町からの一般会計の増加の見込みというのはどのくらいか、ちょっと教えていただけますか。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後1時59分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第45 議案第11号 玉村町介護保険条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第45、議案第11号 玉村町介護保険条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 済みません。聞き直しいたします。

介護保険料の値上げということで、負担率が20%から21%に上がるということで、保険者の方が負担がふえると。事業が拡大するということで、一般会計からのこの事業に対する負担もパーセンテージ的には変わらないのだと思うのですけれども、金額的にはかなりふえるのではないかと思います。それで、その金額的な形で過去3年間と今後3年間のこの料金で算定したときに、およそどのくらいの金額が、町の負担がふえるものか、ちょっとお聞きしたい。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 町の一般会計からの繰出金ということでございますが、負担割合が繰出金の場合12.5%ということで決まっております。そういった中で、平成23年度におきましては約1,400万円ぐらいの繰り出しがふえる。給付費から押していきますと1,400万円ぐらい。25年度ですか、25年度になりますと、あとそれに800万円から900万円ぐらいふえる。

また、最後の年になりますと、やはり同じく7,000万円ぐらい余計伸びる給付費を見込んでいますので、また1,000万円ぐらいふえるということで、当初が1,500万円ぐらい、次が1,000万円欠けるぐらいで、繰出金っていくのではないかとというふうに推測しています。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） そうしますと、今までやっていた金額プラス、この3年間で2,000万円から3,000万円にいくかどうかかわからないですけども、ぐらい繰り出しがふえるということですね。介護保険料のほうは、その一部、1%ふえた分だけ各保険を受ける方に負担がふえると。町もそれだけふえますよということでもいいわけですか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） そのとおりでございます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） この保険料が上がるのは、所得に合わせて傾斜をかけているようにですけども、この数年来の社会全体の雇用形態が非常に流動化して、所得の格差がかなり出てしまっているという中において、その傾斜をかけたとしても、そしてまた今では消費税だって上げるという議論がなされる中で、収納率がこのままの推移でいくのか。やはりどの程度の、言ってみれば納め切れない、滞納が膨らんでしまうのかどうか、その辺は検討しているかどうか、お尋ねします、その辺を。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 収納率の関係でございますが、介護保険の保険料につきましては年金から天引きされておるといようなことで、そちらは100%なのですが、普通徴収の方がおります。約1割ぐらいの方がおります。そういった中で今回98%ということで見込ませてもらったのですが、それ以上には収納率は上げる努力で、98.6%ぐらいにはなるかと思うのですが、滞納者がその約100人ぐらいですか、1割ぐらいおると思うので、その部分についての今後の収納率というのは、額にすれば数百万円なのですが、そういったものも含めた中では98.6%ぐらいで推移するのではないかと思います。

議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 私も母親が2年間ぐらいお世話になって、それで感じたところから見えてきたものもあるのだけれども、要は事業所に払われるわけですね。しかし、事業所は経営者だけでは

なくて、そこで介護事業で仕事をしている人、職員といいますか、が働いてこそこの介護現場というのは保障されているわけで、その中でどうしても民間経営になると経営ということを考えますから赤字にしたくない。できれば利益が欲しいという中で、いろんな定めの中でのぎりぎりのところでの職員配置というのが大体の現状だと思うのです。そうした中で、やはりそこで働く人たちの待遇というのが厳しいものがあるのではないかなと思います。それで、何週間か前、関西のほうの介護施設で職員が暴行していたというような事件があって、3人逮捕されていますね。しかし、職員のそういったところで働いている人の話を聞けば、それはもちろんそういうことは悪いことに決まっているのだけれども、しかし非常にストレスがたまって、おれだってやりかねない状況があるのだよみたいな話まで聞くわけですよ。だから、こういった値上げして、その後の、その先での事業所内での待遇改善までに町がどの程度関与できるか。ある程度していかないとまずいと思うのだけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 介護現場で働いています職員さんの処遇改善というか、待遇改善になるかと思いますが、確かに皆さん、介護度を持った大変な方を見ておると思うので、かなりそういったストレスだのそういったものもあるかと思いますが。特別養護老人ホームについてはかなり大きな組織になっておりますので、そういった中で施設の中である程度そういった部分で職員に対しての教育、またはそういった共済というか、そういった制度とか、そういった部分もできているものかと思えます。また、小さいグループホームとか小規模多機能事業所なんかは、町のほうで月1回ですか、運営協議会に町の職員も参加して、地域の人たちと一緒に運営を考えたりした中で、職員からの要望とか、そういったものもその中で出てきております。

また、利用者からのお話も町のほうへかなり聞こえてくる部分もございます。そういった中で、そういった虐待と言ってはあれなのですが、そういったことがあった場合とか、そういった場合には町も積極的にその辺を指導してまいっております。施設で働く人は確かに非常に大変な思いをしていると思うのですが、その辺まで施設を運営している方ですか、施設長なりその辺によく理解していただくということで、町のほうもそういった面もあわせて、今後とも指導のほうはしてまいりたいと思っております。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 何点かお尋ねをいたします。

結局月4万6,800円から、4段階の標準額ですけれども、5万6,400円に引き上げられ、年間9,600円、基本の人たちは月3,900円から4,700円、月800円というふう引き

上げになる条例なのですけれども、そこで1つ気になるのは、今度は特例4段階を設けて9段階になるということで細かく分けるわけです。第1段階、第2段階、第3段階、年金からほぼ天引きの人が95%ですか、ほとんどなので、早い話が取りっぱぐれがないからどんどん上げるという、これが本当に一人一人年金からでなくて集金をするなら、こんなに上げたら絶対取れない。そういうおそれがあるのだけれども、問答無用にかけてしまうので、安易な増税が、増税というか、値上げに走っていかないかなという懸念がまずあります。

そこで、第1段階の人は生活保護世帯ですから、これは生活保護費の中に介護保険料が事前に組み込まれているということで計算は合うということなのでしょうけれども、第2段階、第3段階ぐらいの人ですと、年金はもう生活費にかつかつな部分から天引きをします。こういったことで、非常に負担感が大きいと思うのです。それから、一方、先ほどの年金がなくて普通徴収になっている人なんかについては、本当に払うのが、2,350円ですか、2万8,200円ですね、非常に重いと。こういう実態があるのではないかと思います。それで、そもそも年金から天引きというのが一体ありなのかどうかというのは言ってみたらあれでしょうけれども、私は問題があるのではないかと。生活費から天引きするのは少し問題があるのではないと思うわけです。

それで、お聞きしたいのですが、1つは普通徴収の方々の滞納の場合の件数とかその取り扱い、それから介護保険から排除されてしまう、こういうことは発生していないのかどうか。

それから、次は1段階、2段階、3段階、特例4段階と分かれているわけですがけれども、特に下の部分について、その割合は一体どの程度の割合になっているのか。要するに標準の人が多いか、高額所得者のほうが多いのか。それぞれのランク別のおよその割合をつかんでいるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点、介護従事者処遇改善交付金と、今年度で廃止になるということですがけれども、これは廃止になった部分というのはどのくらいの金額で、一体どこでこれが補てんをされていく流れになるのか、お尋ねいたします。

また、1号保険者と2号保険者、これでいきますと来年度から1号保険者の負担率が21%、1%上がるということで、逆に2号保険者のほうは29%、いわゆる3対2だったのが、29%に1%下げられると。何か人口比率が、玉村町の要するに2号保険者と1号保険者の人口の割合が、他町村と比べて要するに荷物が軽いからということなのかなと漠然と思うのですけれども、その辺の人口の比率は一体どうなっているのかと。この点についてお尋ねをいたします。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） いろいろたくさんありましたので、ちょっとあれなのですが、初めの滞納の関係になります。23年度で申しますと、特別徴収額が2億5,660万5,480円、普通徴収が2,588万3,300円となっております。そのうち滞納の分が773万700円というふうなことでございます。確かに第2段階ですか、の方の滞納ということになるかと思いますが、そういったことになっております。また、率にしますと89%ぐらいには徴収率にはなっております。

〔「普通徴収の部分がね」の声あり〕

健康福祉課長（小林 訓君） 普通徴収だけです。

それと、所得段階別の割合でございますが、現在ですと第1段階が53人、第2段階が751人、第3段階が675人、特例第4段階が1,250人、第4段階が931人、第5段階が1,103人、第6段階が722人、第7段階が673人、第8段階が101人というふうなことでございまして、全体で6,310人が該当しております。そういうことで、第2段階、2万8,200円ですか、この額の方は751名ということになります。

それから、1号保険者と2号保険者の比率ということでございますが.....

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

健康福祉課長（小林 訓君） 処遇改善基金の状況でございます。

当初積み立てた額でございますが、1,291万3,464円、当初処遇改善基金としてございました。それが、平成23年の3月31日ではゼロということで、すべて処遇改善基金については使い切っております。

2号被保険者は約1万4,000人で、1号被保険者が6,226人ということになっておりますので、パーセント的には.....

〔「さっき6,310人だと」の声あり〕

健康福祉課長（小林 訓君） 6,310人、これは先ほど申し上げた数字ですね。これはちょっ

とまたとらえた日が違っていました。3割ですか、3対7ということでお願いします。

議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） 続けて質問します。

聞いてみると、だんだん何となく全体像がわかってきたような気がするのですが、やはり2号保険者の町民税非課税世帯で合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下ということは、80万円以下というのはゼロまで近くいくわけですけれども、この辺の751人、その上675人、この2万3,000円の負担というのはかなり実態としては重いのです。これは、所得というのはそれぞれ切りがなく、家族構成とか何かによって一概に比べることはできません。ただ、本当にだれからも支援はなく、年金だけで本当に生きていこうとすると、とてもではないが、この金額をどんどん取られていくという仕組みについては、もうたまらないというのがお年寄りからの悲鳴に満ちた声が聞こえるというのが現実なわけです。でも、一方24、25、26の3年間のその計画を受けて計算でコンピューターではじくと、足りない分はこうだと。それで、割合をして掛けた結果は、これだけ上げなければやっていけない。これは確かにそのとおりの部分もあるわけです。

そういった中で、介護の需要はどんどん伸びていく。それから、特別老人ホーム、いろんな施設はどんどんできていく。そういう今の背景を考えると、これはウナギ登りに国民健康保険料が上がっていく仕組みになるのかなというふうに思えるわけですけれども、その一方、第1号保険者、第2号保険者の普通徴収の人が89%、773万円、2,588万3,306円、滞納が773万円ですか。そうすると、これ割り返すと、これ月数とかいろいろあるから何とも言えないのですが、この滞納者というのは何人ぐらいに人数的に上るのでしょうか。その中に既に介護保険から除外をされてしまうという、要するに規定の滞納年度が過ぎると、介護保険の受給資格を喪失することになっていますね。そういうことになっていますね。なっているのですが、その中で既に介護保険の受給資格の停止を受けたり、それにもう近くになっていると、おそれがあるというのはどの程度いるのか、つかんでおられるのか、お尋ねします。

議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 滞納者が1割で100人ちょっとおるのですが、その中でもう2年間滞納しているという方、それ以前も払っていないというか、そういう方もあります。その方たち、ほぼですか、大体が2年たつと不納欠損ですか、そういったものにさせてもらっているというような状況にはなっております。ですから、実際介護保険を使うときになると制限がかかってしまう。

〔「その制限がかかっている人は何人ぐらいいるか」の
声あり〕

健康福祉課長（小林 訓君） 今現在はおりません。

〔「3回やったっけ」の声あり〕

議長（浅見武志君） もう一回。

13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

13番（宇津木治宣君） ついでだから、最後のあれを。

要するに非常に悩ましい話なのです。介護保険は、これは計算上は文句のつけようのない計算ですから、反対するかな、賛成するかなと、正直言って思うのですけれども、計算が合っているからそれでいいのだという、議会が全部が全部そういうことでもいいのかなというのは、私の立場では思う部分もあるので、ただ介護保険、ではどうしろと、やめてしまえとかという話にもなりにくい、非常に質問していても歯がゆい気持ちがありますけれども、ただ町長、どうなのでしょう。介護保険の計算はもうごらんのとおりなのですけれども、これから一層介護にかからない施策を、介護保険の金を入れるのではなくて、今まで筋トレとかさまざまなことを努力されて、それなりの成果があらわれていると思うのです。この条例改正に当たって、一段と決意が、決意というか、緊張感を持ってその仕事に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） やっぱり高齢化社会に入っていく中の一番の大きな問題だと思っています。

これから高齢者がますますふえていくということは、これは自動的に介護を受ける人がふえていくのは、もう目に見えているわけでございますけれども、そういう中で、では介護保険を上げればそれで済むのかということではないので、といて、では介護保険を今の段階で抑えるということは非常に難しいかなと思っています。ですから、今宇津木議員さんが言ったとおり、非常にこの問題は、上げたくはないけれども、上げなければ回っていかないという非常に矛盾をした問題でございますけれども、その中でやはり私は玉村町が今まで来たのは、それなりにこの介護を、なるべく介護の手を煩わせないようにいろんな人が努力をしてきてくれたかなと。また、高齢者の皆さんがその介護を受けない、介護手当を受けないで生活をするように努力をしているというのは、もっともっとこれを浸透させていく必要があるかなと思っています。そういう意味でも、今後のまちづくりというのはその辺にポイントを置いたまちづくりをしていかなければ、町が成り立っていかないのではないかなと考えております。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第46 議案第12号 玉村町農業災害対策特別措置条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第46、議案第12号 玉村町農業災害対策特別措置条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第47 議案第13号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第47、議案第13号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第48 議案第14号 玉村町町営住宅管理条例の一部改正について

議長（浅見武志君） 日程第48、議案第14号 玉村町町営住宅管理条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 済みません。ちょっと確認で教えていただきたいのですが、政令から条例に変わったということで、金額的なものは変わっていないのでしょうか。

それから、この金額、21万4,000円という形でありますけれども、これは収入というふうに書いてあるのですが、この収入とはどういうものを収入と言っているのかを確認したいということです。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 新井淳一君発言〕

都市建設課長（新井淳一君） まず、今回の条例改正ですけれども、国の法律、先ほど町長が提案説明で申し上げた長々しい法律なのですけれども、その交付に伴い、条例にその文面が委任された。これは2点ありまして、入居要件の中の同居親族要件の廃止の関係と、収入基準、これは以前と同様であります。そのほか1点、前橋市、高崎市、群馬県とあわせた要件がありまして、要するに入居申し込みのとき、町の居住者並びに町の在勤者に限ると。これをつけ加えさせていただきました。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） それで、金額は同じということで、ただ条例になったというだけなのですが、収入の21万円というこの収入の意味合いなのですが、例えば年金所得者の方とか、給与所得者の方とか、支給額と、それから所得金額というのがあるのですが、あくまでもこれは支給額を収入として見ての計算でしょうか。

議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 新井淳一君発言〕

都市建設課長（新井淳一君） そのとおりであります。支給額であります。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第49 議案第15号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第8号）

議長（浅見武志君） 日程第49、議案第15号 平成23年度玉村町一般会計補正予算（第8号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 80ページ、（仮称）たまむら物産館、ここに設計委託料として378万円ほどの予算がまた減額されています。以前このことをインターのところには課長にできるのかと聞いたならば、今現在農協のほうとやっていると、だからということでこの予算をとったのだと思うのです。いまだにこのまたとった設計委託料のほうに戻しになると。どんな経緯で使わなかったか、ちょっとお聞きしたい。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 物産館の設計の基本設計のほうの委託料でございます。23年度に予算計上させていただきまして、可決されましたが、群馬県との簡単に言いますと農政協議のほうは1年間通してやってきましたが、まだ整合性がとれていないということでございます。この後、平成24年度の当初予算の中でもその部分は再度計上させていただいております。その中では、これから都市計画のマスタープラン等でしっかりした土地利用の位置づけをしましてから、再度農政協議を県のほうとしっかり行っていきまして、この物産館の基本設計ができるように努力してまいりたいと思っております。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） そうしますと、来年度入れると言っていましたけれども、先ほどのマスタープランか何かでは、町長によりますと、26年度にはインターが開通するのだと。そうしまして逆算しますと、これインターが開通するまでにはどうなのですか、間に合うのですか、間に合わないのですか。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） そのことにつきましても今検討しておりまして、計画のほうを立てております。24年度が基本設計を行いまして、農政協議のほうを調べまして、25年度に詳細の実施設計のほうを行いまして、26年度に建設のほうに入れればというふうに考えて、今計画中でございます。

議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） そうすると、どうもぎりぎり。インターは何とか26年度中に開通するけれども、町長が言っている町の情報発信基地は、どうもそれには間に合わないのではないかというような方法になるけれども、ここで言っても先のことだからしょうがないから、できれば全力で間に合うように努力していただきたいということです。

議長（浅見武志君） 答弁はいいですか。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 答弁は、では町長に。

議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） インター等の整合性もありますので、今までそういうつもりで来たのですけ

れども、農政協議というものがありますので、できるだけ今笠原議員さんが言ったように、努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（浅見武志君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 77ページになります。一番下の農業体質強化基盤整備事業ということなのですが、先日の議案説明の中で鯉沢のウォッチマンゲートのあれを撤去して新しいものという話なのですが、これから設計して工事をやるということなのですが、3月、4月、5月の渇水期中に工事が間に合うかどうか、ちょっと懸念されたものですから、聞いてみたいと思っております。

議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 高井弘仁君発言〕

経済産業課長（高井弘仁君） 全員協議会のときにもお話をさせていただきました。

補正予算のほうの6ページでございます。繰越明許費補正ということで、一番上に農業体質強化基盤整備促進事業1,010万円ということでありまして、要するにこの事業につきましては、国の4次補正予算の中で成立しまして、本年の2月になりましてこの要望調査がまいりました。そこで、補助率が非常にいいということで、今回の補正予算に懸案でありましたこの事業をぜひやりたいということで、県のほうに手を挙げさせていただいております。4次補正ということで、この事業が23年度の年度内に完成するという事は、国でも予想はしておりません。それでありまして、繰越明許費ということは補正予算でとりまして、これを全額翌年度、平成24年に繰り越して、平成24年の23年度からの繰り越し事業として、1年間かけてこの事業を行うというものでございますので、24年の秋ごろから、渇水期になってから、そのころから事業を始めるということでございますので、ご理解願ひたいと思っております。

議長（浅見武志君） 暫時休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時40分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第50 議案第16号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（浅見武志君） 日程第50、議案第16号 平成23年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第51 議案第17号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（浅見武志君） 日程第51、議案第17号 平成23年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第52 議案第18号 平成23年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（浅見武志君） 日程第52、議案第18号 平成23年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第53 議案第19号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正
予算(第1号)

議長(浅見武志君) 日程第53、議案第19号 平成23年度玉村町介護予防サービス事業特別
会計補正予算(第1号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第54 議案第20号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3
号)

議長(浅見武志君) 日程第54、議案第20号 平成23年度玉村町下水道事業特別会計補正予
算(第3号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) これ消費税の関係でということで内容はよくわかっているのですが、1点あ
れなのが、町長のほうの説明もあったのですけれども、23年度中については相殺するというか、そ
の段階で償還するので、のせていないということなのですが、ちょっと疑問になったので、聞いている
のですけれども、消費税の申告をされていて、確定もされていると思うのです。この3月の補正予
算については、大体事業の確定があったということで予算化されているわけなのですが、なぜ諸収入
の雑収入になるかと思うのですが、この消費税については補正予算の中に入っていないのか、ちょ

っとそれを説明をお願いしたいと思います。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 23年度の消費税につきましては、消費税還付金につきましては5月に締めまして、決算をしてみないとわからないという不明確な収入でありますので、当初の歳入予算上では計上しておりません。よって、申告が9月に申告をいたします。10月に還付金が入ります。それで、雑収入の中での収入といたしましたが、計算上、補正で雑入を減額するのではなくて、修正申告の金額を税務署に返還という会計の処理で対応させていただくということでございます。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 話がわかったようでわからないのですが、私のちょっと理解ができないのですが、23年度の申告を昨年9月にして、申告をして、税金が一たん戻ってきたと。そして、今度の修正によってその分については納めますと。いずれにしても差額が、戻ってきた差額があるわけですね。それについては、この補正ではなくて、決算の部分だからということで、確定していないからということで今お話があったのですが、それであれば今までの確定した例えば過年分についてはここにのせてあって、本年分については戻ってきた金額があって、また戻す金額があるということで、数字が確定しているので、のせるべきではないでしょうか。

議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時47分再開

議長（浅見武志君） 再開いたします。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 単に予算上に計上されていなかった消費税の還付金の収入でありますので、本来の額より多く還付があったので、返還するということになります。

議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 収入なので、後で精算とかいろいろな話があるかと思うのですが、当初予算でいずれにしても1万円、毎年計上して、議決を得て、実際に数字が確定すれば確定したときにのせるべきだと思うのですが、これは会計上の処理でのせなくてもいいということですか、ということで

理解していいのでしょうか。

議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） そのとおりでございます。

議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第55 議案第21号 平成23年度玉村町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（浅見武志君） 日程第55、議案第21号 平成23年度玉村町水道事業会計補正予算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第56 議案第29号 町道路線の廃止について

議長（浅見武志君） 日程第56、議案第29号 町道路線の廃止について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第57 議案第30号 町道路線の認定について

議長（浅見武志君） 日程第57、議案第30号 町道路線の認定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散 会

議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、議事の都合により、3月2日から3月8日までの7日間休会といたします。9日は午前9時までに議場へご参集ください。ご苦労さまでした。

午後2時50分散会